

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事名称	草場地区学習等共用施設改修工事		
Ⅱ. 工事概要			
1. 工事場所	行橋市南泉7丁目14-22		
2. 建物概要			
建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
学習等共用施設	RC造	平屋建	214.2
防火対象物の種別	戸数・浄化槽入槽受水有効容量等		

3. 工事種目 (○印を付けたものを適用する)			
建物別及び屋外	工 事 種 別		
工事種目	屋 内		屋 外
○ 衛生器具設備	改修 一式	一式	一式
○ 給水設備	改修 一式	一式	一式
○ 排水設備	改修 一式	一式	一式
・ 給湯設備	一式	一式	一式
・ 消火設備	一式	一式	一式
○ 換気設備	改修 一式	一式	一式
○ 空調設備	改修 一式	一式	一式
・ 排煙設備	一式	一式	一式
・ 中水設備	一式	一式	一式
・ 浄化槽設備			一式
・ さく井設備			一式
・ 電気設備工事※	一式		一式
・ 建築工事※	一式		一式

※ 各工事の特記仕様書を確認のこと

4. 本 工 事 設 備 概 要 (○印を付ける) ※ △を付けたものは既設設備とする。			
--	--	--	--

給排水衛生設備	給水方式	上水水道 △ 市水 ・ 井水 法的区分 (・ 小規模貯水 ・ 簡易 ・ 専用水道) 給水方式 △ 水道直結方式 △ 濾圧 ・ 増圧 ・ 高築水塔方式 ・ ポンプ送方式) 中水水道 (・ 雑用水処理水 ・ 雨水 ・ 井水) 中水給水方式 (・ 水道直結方式 ・ 高築水塔方式 ・ ポンプ送方式)
	排水方式	△ 建物内汚水と雑排水 (・ 分流 ・ 合流) △ 重力式 ・ ポンプアップ式 △ 敷地外放流方式 ・ 直放流 (・ 合流式 ・ 分流式) △ 非直放流 (浄化槽)
	浄化槽の形式	△ ユニット型 ・ 現場施工型 ・ 放流水質 BOD mg/L ・ 合併処理
	給湯設備	△ 局所式 ・ 中央式
	消火設備の種類	・ 屋内消火栓 (・ 1号 ・ 2号 ・ 易操作性1号) △ リンク連結給水 ・ 連結送水 ・ 屋外消火 ・ 水噴霧消火 ・ 泡消火 ・ 不活性ガス △ ハロゲン化合物消火 粉末消火
	ガスの種別	・ 都市ガス △ 液化石油ガス ・ 簡易ガス
	空調方式	・ ダクト方式 ・ ファンコイルユニット ・ ダクト併用方式 ○ パッケージ方式 (・ 中央式 ・ 各階式 ○ 個別式) ・ 直接暖房 (・ 蒸気 ・ 温水) ・ 温風暖房 ・ 暖房専用 ・ 将来冷房可能 ・ 温風暖房機 ・ 空気調和機
	主要熱源機器	・ 温水 ・ 蒸気 ・ 鍋敷ボイラ ・ 鋼製ボイラ (・ 立てボイラ ・ 炉筒煙管ボイラ) ・ 温風暖房機 ・ ヒートポンプチャラー (・ 水冷 ・ 空冷) ・ 往復動冷凍機 ・ 遠心冷凍機 ・ 吸収冷凍機 ・ 直込吸気冷凍機
	全熱交換器	・ 回転形 ○ 静止形 ○ 全熱交換ユニット
	換気設備	○ 機械換気 (○ 有 ・ ○ 無)
排煙設備	・ 機械排煙 (○ 有 ・ 無) 法規 (・ 建築法 ・ 消防法)	

5. 法令による区画 (有の場合は、図示による)			
--------------------------	--	--	--

建築基準法	防火区画	112条区画 (・ 有 ○ 無) 114条区画 (・ 有 ○ 無)
	延焼のおそれがある部分 (○ 有 ・ ○ 無)	
消防法	排煙区画 (・ 有 ○ 無)	
	令8区画 (・ 有 ○ 無)	
その他区画	共生区画 (・ 有 ○ 無)	

6. その他 (工事内容、留意事項等)			
---------------------	--	--	--

Ⅲ. 工事仕様			
---------	--	--	--

1. 適用仕様等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。		
----------	---------------------------------	--	--

- 「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築工事標準仕様書 (電気設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築工事標準仕様書 (建築工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書 (建築工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共住宅建設工事共通仕様書 (平成26年版)」 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

2. 補足基準等	適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。		
----------	---	--	--

- 「公共建築設備工事標準図 (機械設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「公共建築設備工事標準図 (電気設備工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「建築工事標準詳細図 (建築工編 平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「機械設備工事監理指針 (平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「電気設備工事監理指針 (平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「建築改修工事監理指針 (平成31年版)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)」 国土交通省国土技術政策総合研究所監修
- 「建築工事安全施工技術指針 (同解説)」 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修
- 「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
- (11) 「建設廃棄物に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局 (環境省アスベスト飛散防止対策研究会)
- (12) 「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂

3. 現場に常備する図書等	1. 適用仕様等 及び 2. 補足基準 のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し、監督職員の承認を得ること。		
---------------	--	--	--

4. 特記仕様	(1) 章および項目は番号に ○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項のうち選択する事項は、原則として※印を選択するが、それ以外を適用する場合は ○印をつけて選択する。 (3) 図面に明記なくも関係法規上、機能上、意匠上当然と認められるものは、本工事に施工すること。		
---------	--	--	--

① 発生処理	※18建設副産物の処理についての項を適用すること。 ※フロンの処理は、19フロンの処理についての項を適用のこと。		
--------	---	--	--

② 残土処分	※構外搬出 ・ 構内敷き出し この工事に必要な官公署その他の関係機関への諸手續等は、これに必要な資機材、労務、及び費用を請負者の負担にて速やかにおこない、その検査に合格すること。		
--------	--	--	--

③ 測定表	下記の測定表を提出する。 ○温度 ○湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ○水圧 ・ 排水満水 ○気密 ・ 浄化槽放流水質		
-------	--	--	--

④ 他工事との取合い	※施工区分表による ・ 図面詳細による 住宅においては20戸以上、住宅以外の建物については1,500m ² 以上の工事に適用する。		
------------	---	--	--

⑤ 安全衛生	・ 配管 (建築配管作業) ・ 建築仮設 (ダクト仮設作業) ・ 熱線線施工 (保温保冷工事作業) ・ 冷凍空調機と機器施工 (冷凍空調機と機器施工作業) あと施工アンカーの施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会に合格者に行うこと。		
--------	--	--	--

⑥ 監督員事務所	※設けない ・ 設ける (m ² 程度) 備品については監督員の指示による。 この工事に必要な工事用電力 (仮設及び試験運転用電力を含む) ・ 水 (機械検査、消火用水及びプールの水張りを含む) 及び諸手續などの費用は、すべて請負者の負担とする。		
----------	---	--	--

⑦ 足場	・ 他工事 (詳細図による) ・ 硬質塩化ビニル管 (RF-VP) ・ 耐火二層管		
------	---	--	--

⑧ 矢板	掘削深さ (1,500 mm以上) の掘削には矢板を使用すること。		
------	-----------------------------------	--	--

⑨ 機材	この工事に使用する機材は、監督職員 (係員) の承認を受けること。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 イ) 機器類の能力、容量等 (電動機出力は除く) は、原則として、表示された数値以上とする。		
------	--	--	--

⑩ 容量等の表示	ロ) 電動機出力は、原則として、表示された出力以下の容量とする。 ハ) 電動機の周波数は、60Hzとする。 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」による。 (1) 設計用標準震度 (Ks) 機器毎の耐震安全性の分類及び設置場所により下表より求める		
----------	---	--	--

⑪ 耐震施工	耐震安全性の分類		
設置場所	重要機器		一般の施設
上層階	2.0 (2.0)	2.0 (2.0)	1.5 (1.5)
屋上及び屋根	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)
中間階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)
地階及び1階	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	0.6 (0.6)

⑫ 防火区画等を貫通	給水管その他の管が、建築基準法施行令第112条第15項の準耐火構造の防火区画等を貫通する場合の措置は、図5による。		
------------	---	--	--

⑬ 給水管等の材質	飲料用の給水・給湯管、継手、弁類、水栓等については、鉛に関する溶出性能基準を満足すること。		
-----------	---	--	--

⑭ ライニング鋼管の継手	呼び径100以下はねじ接合、125以上はフランジ接合とする。		
--------------	--------------------------------	--	--

⑮ 吊り及び支持等	※鋼材・ボルトナットを屋外又は多湿箇所を使用する場合は、溶融亜鉛メッキ (2種35) 又は、ステンレス鋼製 (SUS304) とする。 埋設深さは150mm、テープ幅は150mm以上 (図1-1) とし、色については次による。 上水 (青) ガス (緑) 消火管 (赤) 中水 (黄色) 油 (茶) その他については、監督職員 (係員) の指示による。		
-----------	---	--	--

⑯ 地中埋設及びコンクリート内の防食	※標準仕様書による。 ○図示による。 コンクリート内の防食は、防食用ビニルテープ巻 (1/2重ね1回巻) とする。 地中埋設は、ペトロラタム系ベストを塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。さらにプラスチックテープ1/2重ね1回巻きを行う。継手はペトロラタム系防食シートにより包み、プラスチックテープを巻く。		
--------------------	---	--	--

⑰ コンクリート強度	イ) 無筋コンクリートの配合は、1:2:4とする。 ロ) 鉄筋コンクリートの設計強度は、18N/mm ² とする。 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の孔開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。		
------------	---	--	--

⑱ はつり	・ 排水ポンプ 一 種 ・ 冷水ポンプ 一 種 ・ 冷却ポンプ 一 種 ・ 水中ポンプ (・ 上水 ・ 汚水) 一 種 ・ 小形給水ポンプユニット 一 種		
-------	--	--	--

⑲ ポンプ電動機の種類	※特記なき電線管は、薄鋼電線管又は同一外径のねじなし電線管とする。 ※さく井電線管は、2種金属さく井電線管とする。 ※特記なき電線は、600Vビニル絶縁電線とする。		
-------------	--	--	--

⑳ 電線	この工事で設置する電線の仕様については、監督職員 (係員) の承認を受けること。		
------	--	--	--

㉑ 電線	・ 和風大機器 (※節水型 ・ 一般型) ※耐火カバー (防火区画貫通部) ・ 洋風大機器 (※節水型 ・ 一般型) ・ 一般型 ・ 身体障害者用) ・ 節水型 FV (バキュームブレーカ付) ○ロータンク		
------	---	--	--

㉒ 小便器	・ 床置き型 ・ 壁掛型 トラップ (・ 着脱式 ・ 固定式)		
-------	--------------------------------------	--	--

㉓ 小便器洗浄方式	○自動洗浄 (個別感知) (・ 一体型 ・ 埋込型 ・ 露出型) ・ 手動洗浄 (※節水型 FV)		
-----------	---	--	--

㉔ 便器	便器は1組に1個、小便器は2組に1個とする。(※シール ・ 陶器製 ・ アクリル製) 給水管、給湯管、排水管、通気管 (・ 本ユニット内 ※本ユニット外) ※洗面化粧台キャビネット部材は、ホルムアルデヒド放散量が日本規格 (JAS) で定める☆☆☆☆基準のものとする。		
------	--	--	--

㉕ 排水化粧台	※節水コマ付 ・ 普通コマ付 ・ 普通 ・ 溢流防止形 ○耐食 ・ 溢流防止形耐食 ・ 身体障害者対応 ・ 露出形 ・ 埋込形 700 □ × 1300 (※人研製 ・ レジコン製 ・ SUS製)		
---------	---	--	--

㉖ 水栓			
------	--	--	--

㉗ 鏡			
-----	--	--	--

㉘ 化粧鏡			
-------	--	--	--

㉙ 水栓柱			
-------	--	--	--

① 量水器	・ 親メーター (※貸品 ・ 買取り) ※計量法 検定合格品とする。 ・ ゴメーター (・ 貸品 ※買取り) ・ 水道事業者指定品 (・ 貸品 ※買取り) ・ 国土交通省型 ・ その他 ○水道直結部分 JIS (※10K ・) ・ その他の部分 JIS (・ 5K ・ 10K)		
-------	--	--	--

② 量水器			
-------	--	--	--

③ 弁類	・ 塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管の配管に取り付ける錆鉄製の弁はライニング弁とし、青銅製弁は管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 ・ 錆鉄製ストレーナーはライニングを施したものとす。 ・ 国土交通省型 図2による。		
------	--	--	--

④ 弁類	一般配管 ○塩ビライニング鋼管 (SGP-VA) ・ 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD) ・ 塩ビライニング鋼管 (SGP-VE) ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PB) ・ 水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) ・ 鋼鉄管 (型 種) ・ ステンレス鋼管 (SUS) (・ 圧縮接合 ・ 溶接接合 ・ 拡管接合) ・ 架橋ポリエチレン管またはポリブチレン管 (さや管工法)		
------	--	--	--

⑤ 配管材料	屋内地中配管 ○塩ビライニング鋼管 (SGP-VD) ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PD) ・ 水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) 屋外地中配管 ・ 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD) ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PD) ・ 水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) ※水量二次側 ・ ポリエチレン管 1種 (PE) (・ 溶着併用 ・ 金属継手併用) ※量水器一次側		
--------	---	--	--

⑥ 引込納付金等	※別途		
----------	-----	--	--

⑦ ポンプ基礎	・ 標準基礎 ・ 防振基礎		
---------	---------------	--	--

⑧ 他の設備項目の適用	下記のものは、空調設備の当該項目を適用する。 イ) 防振継手 ロ) フレキシブルジョイント ハ) 防振吊り金物及び支持金物 (ただし排水管のみ) ※標準図 (・ (a) ・ (b) ※ (c) スクレーション) による。		
-------------	--	--	--

⑨ 建物導入部配管	○一般敷地 (○300 mm ・ mm) ○構内車庫通路 (○600 mm ・ mm)		
-----------	---	--	--

⑩ 器具接続用管端	防食管継手		
-----------	-------	--	--

⑪ 排水設備	○汚水管 ○硬質塩化ビニル管 (VP) ・ 硬質塩化ビニル管 (RF-VP) ・ 耐火二層管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ○雑排水管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ○硬質塩化ビニル管 (VP) ・ カラーVP ・ 硬質塩化ビニル管 (RF-VP) ・ 耐熱硬質塩化ビニル管 ・ 耐火二層管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ 屋外排水管、硬質塩化ビニル管 (・ VP ・ VU) ※呼び径125以上は原則としてVUとする。 ・ 小口径側上り管、硬質塩化ビニル管 (・ ※VU) ○通気管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 硬質塩化ビニル管 (VP) ・ カラーVP ・ 排水用塩化ビニル管 (RF-VP) ・ 耐火二層管 ・ 鋼管 (・ ねじ込み式 ・ MD継手 ・) ・ 排水用塩化ビニル管 (・ MD継手 ・) 図5による。		
--------	---	--	--

⑫ 可燃材の区画処理	特記以外 JIS 5K とする。 排水鉄管系統の床下掃除口直下に取り付ける管は45° 2回曲りとする。		
------------	--	--	--

⑬ 弁類	排水鉄管系統の床下掃除口直下に取り付ける管は45° 2回曲りとする。		
------	------------------------------------	--	--

⑭ 床下掃除口直下の曲管	6. コンクリート掘ふた		
--------------	--------------	--	--

⑮ コンクリート掘ふた	6. コンクリート掘ふた		
-------------	--------------	--	--

⑯ 伸縮継手	ミカゲ (未舗装部) 錆鉄 (歩道部) 保護錆鉄 (車道部) (○T-8 ・ T-14 ・ T-25) ビニル製伸縮継手		
--------	--	--	--

⑰ グリーストラップ	空気調和・衛生工学学会規格 SHASE-S 217 (グリース阻集器) によるものとする。		
------------	---	--	--

⑱ 排水トラップ (VV)	排水流し下のビニル製排水管には差込 (VV) ソケットを使用すること。 図示による。		
---------------	---	--	--

⑲ 満水試験継手			
----------	--	--	--

⑰ 管類	イ) ・ ステンレス鋼管 (・ 圧縮接合 ・ 溶接接合) ・ 保温付ステンレス鋼管 ・ 耐熱塩ビライニング鋼管 ・ 鋼管 ・ 保温付被覆鋼管 ・ 被覆耐熱鋼管 ・ 架橋ポリエチレン管またはポリブチレン管 (さや管工法) ロ) 鋼管使用の場合はM管とし、電食防止継手を取付ける。 ※用いる (図4による)。		
------	--	--	--

⑱ 器具接続用管端	防食管継手		
-----------	-------	--	--

⑳ 弁類	JIS 5K とする。ただし、特記部分は JIS 10K とする。		
------	-----------------------------------	--	--

㉑ 貯湯式ガス湯沸器	オーバーフローはクローズメッキ鋼管にて最寄りの流しに接続排水する。		
------------	-----------------------------------	--	--

㉒ 排気ガス及び煙突	ガス湯沸器用排気管は、JIS S 3025によるSUS304 (厚さ0.3mm以上) とする。		
------------	---	--	--

㉓ 保温	イ) 断熱水槽の保温 (・ 要 ・ 不要) ロ) コンクリート埋設部 (・ 防水保布巻 ・ 保温施工)		
------	--	--	--

㉔ 湯沸器	・ 鋼筒式 ・ 貯湯式 ・ 風呂給湯機 (オートタイプ)		
-------	------------------------------	--	--

㉕ 燃料	・ ガス ・ 灯油 ・ 電気		
------	----------------	--	--

㉖ 消火ポンプの基礎	・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 要 ・ 不要		
------------	---------------------------	--	--

㉗ フット弁・呼水槽及びサクションカバー	※減圧弁付 ・ 屋内消火栓 (・ 要 ※不要) ・ 屋外露出消火栓 (※要 ・ 不要)		
----------------------	--	--	--

㉘ 保温	・ 配管用炭素鋼管 (白) (屋内) ・ 外面被覆鋼管 (・ SGP-VS ・ SGP-PS)		
------	---	--	--

㉙ 消防設備士	※要		
---------	----	--	--

㉚ 種類	・ 都市ガス (ガス種 ※13A ・ 12A) ・ 液化石油ガス 一般配管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ ガス用ステンレス製フレキシブル管 ・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管 ・ ポリエチレン被覆鋼管 屋外埋設配管 ・ ポリエチレン管 JIS K 6774		
------	--	--	--

㉛ ガスメーター	イ) ガスメーター 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。 イ) ガスメーター (・ 買取り ・ 借用) ロ) 集合装置 (・ 別途工事 ※本工事) ハ) 転倒防止用の鎖 (・ 別途工事 ※本工事) ニ) ポンプ置場のコンクリート基礎 (※別途工事 ・ 本工事)		
----------	--	--	--

㉜ ガス湯沸器の付属品	運動スイッチ (・ 要 ・ 不要)		
-------------	---------------------	--	--

㉝ ガス漏れ警報器	・ 本工事 ・ 別途工事 ※ガス漏れ警報器工事は、住宅工事においては原則として行わない。 液化石油ガス設備士による施工とする。 (財)日本エネルギーガス機器検査協会 検査合格品とする。		
-----------	---	--	--

㉞ 施工資格	※要 ・ 不要		
--------	---------	--	--

㉟ ガス栓	・ 標準図 (・ (a) ・ (b) ※ (c) スクレーション) による。		
-------	--	--	--

㊱ 絶縁継手	※低圧ダクト ・ 高圧ダクト		
--------	----------------	--	--

㊲ 建物導入部配管	下記のもの、空調設備の当該項目を適用する。 イ) 防振継手 ロ) チャンバー等 ハ) 吹出口及び吸込口の材質 ニ) 防塵ダンパー ホ) 消音内貼り ヘ) 防塵りり金物		
-----------	---	--	--

㊳ ダクトの種類	※低圧ダクト ・ 高圧ダクト		
----------	----------------	--	--

㊴ 厨房ダクトの板厚	厨房排気ダクト (矩形ダクトに限る) の板厚は、表1による		
------------	-------------------------------	--	--

㊵ ダクトの工法・種類	イ) 給気用ダクト ・ アングル工法 ・ コーナーボルト工法 (・ 共板 ・ スライドオン) ○スパイラルダクト ・ 耐火二層管工法 ・ VP管工法 ロ) 排気用ダクト ・ アングル工法 ・ コーナーボルト工法 (・ 共板 ・ スライドオン) ○スパイラルダクト ・ 耐火二層管工法 ・ VP管工法		
-------------	--	--	--

㊶ 給気フード	イ) 給気用ダクト ※割込み方式 ・ 置付け方式 ロ) 排気用ダクト ※割込み方式 ・ 置付け方式 ※指定色仕上り ・ 指定なし		
---------	--	--	--

㊷ 厨房排気フード	イ) 給気用ダクトの補強及び支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板取組の当該事項による。 ロ) 材質 ※ステンレス製 ・ 亜鉛鉄板製 ハ) グリースフィルターは、設置台数と同数の予備品を納入する。		
-----------	--	--	--

㊸ 多湿箇所の範囲	※厨房 ※浴室 (シール有)		
-----------	----------------	--	--

㊹ 他の設備項目の適用	下記のもの、空調設備の当該項目を適用する。 イ) 防振継手 ロ) チャンバー等 ハ) 吹出口及び吸込口の材質 ニ) 防塵ダンパー ホ) 消音内貼り ヘ) 防塵りり金物		
-------------	---	--	--

㊺ 送風機の基礎	・ 床置 (・ 標準基礎 ・ 防振基礎) ○天吊 (標準図による))		
----------	---------------------------------------	--	--

㊻ 湯沸機用排気風の断熱	※要 (隠ぺいの箇所のみ) ・ 不要		
--------------	----------------------	--	--

① 温度調整目標値	室内						
温度 (DB)	湿度 (WB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	
夏季 34.1℃	26.9℃	57.1%	28℃	20.4℃	50%	℃	℃
冬季 1.9℃	-1.3℃	48.5%	19℃	11.6℃	40%	℃	℃

② 電気工事の範囲	※施工区分表による。 ・ 図面詳細による。 イ) 冷媒 ※HFC系 (R407C, R410A, R134a, R32等) ロ) 冷媒管 (※断熱材被覆鋼管 (製造者標準品) ・ 鋼管) ハ) 冷媒管及びドレン管の区画処理 (・ 有 (※国土交通大臣認定工法 ・ その他) ・ 無) ニ) ドレン管の材質 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ○VP ホ) 室外機の基礎 (○標準架台 ・ 防振架台) ヘ) ※2015年省エネ基準値対成品とする (各メーカー最高APF機種)		
-----------	--	--	--

③ パッケージエアコン	イ) 給水管 ・ 塩ビライニング鋼管 (・ SGP-VB ・ SGP-VA) ロ) 冷温水管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 耐熱塩ビライニング鋼管 ハ) 排水管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 硬質塩化ビニル管 (VP) ・ カラーVP ニ) 冷却水管 ※塩ビライニング鋼管 (※SGP-VB ・) ホ) 蒸気及び油配管は配管用炭素鋼管 (黒) とする。 ヘ) 冷媒管 (・ 鋼管 ・ 断熱材被覆鋼管 (製造者標準品)) ト) 冷媒管の区画処理 (・ 有 (※国土交通大臣認定工法 ・ その他) ・ 無) チ)		
-------------	--	--	--

14	受水設備	※加圧給水ポンプ（住宅物件）の仕様については、加圧給水ポンプユニット仕様書（国土交通省仕様）による。							
15	浄化槽	※浄化槽仕様書による。							
16	当様保温仕様	給排水衛生設備 管類	施工箇所	保温種別	区別	給水	排水	給湯	ガス
			屋内露出	1. グラスウール 2. 鉄線 3. 合成樹脂製カバー 保温層	●	○	○	○	
			機械室・倉庫	1. グラスウール 2. 鉄線 3. アルミガラスクロス 保温層	○	○	○	○	
			天井内・PS内・空腔壁中	1. アルミガラスクロス化粧付 グラスウール保温層	●	○	○	○	
			床下・暗渠内	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○	
			床下・暗渠内・コンクリート内	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. 着色アルミガラス クロス	○	○	○	○	
			屋外露出・多湿箇所	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. ステンレス鋼板 ・ガルバリウム鋼板	○	○	○	○	
			屋外露出・多湿箇所	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○	
			黒管塗装	1. 錆止めペイント 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			白管塗装	1. エッチングプライマー (1層) 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
空調設備工事 (冷温水)	管類	施工箇所	保温種別	区別	給水	排水	給湯	ガス	
		屋内露出	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. 合成樹脂製カバー 保温層	○	○	○	○		
		屋内露出	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○		
		屋内露出	1. 断熱材の断熱材 2. 保温化粧ケース	○	○	○	○		
		機械室・倉庫	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. アルミガラスクロス 化粧層	○	○	○	○		
		天井内・PS内・空腔壁中	1. アルミガラスクロス化粧付 グラスウール保温層	○	○	○	○		
		天井内・PS内・空腔壁中	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. アルミガラスクロス	○	○	○	○		
		天井内・PS内・空腔壁中	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○		
		床下・暗渠内・コンクリート内	1. グラスウール 2. 鉄線 3. ポリエチレン フィルム 4. 着色アルミガラス クロス	○	○	○	○		
		床下・暗渠内・コンクリート内	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○		
一般風道	管類	区分	保温種別	区別	給水	排水	給湯	ガス	
		矩形風道	1. アルミガラスクロス化粧 グラスウール保温層	○	○	○	○		
		円形風道 (スパイラルダクト)	1. アルミガラス クロス化粧 テープ	○	○	○	○		
		矩形風道	1. アルミガラス クロス化粧 テープ	○	○	○	○		
		円形風道	1. アルミガラス クロス化粧 テープ	○	○	○	○		
		煙道	1. ロックウールブランケット 2. 鉄線 3. 着色樹脂板	○	○	○	○		
		※ ポリスチレンフォーム保温層及びロックウール保温層又は、保温板の使用が困難な箇所は、ロックウールフェルトを使用してもよい。							
		※ ストレーナー・弁の保温は、屋内屋外ともビスなどにより容易に着脱できる構造とする。							
		※ 防火区画を貫通する管の保温は、その貫通部分をロックウール保温材とする。							
		※ 蒸気管、温水管の保温は、ポリエチレンフィルムを除く。							
※ スパイラルダクト（フランジ部を除く。）の保温は、グラスウール保温板32K使用してもよい。									
※ OAダクトが室内空調空間を経由する場合は保温すること。									
※ 全熱交換器の一次側OA、EAダクトは保温工事を実施すること。									
※ ドレン管の保温は、排水管の項による。									
17	住宅保温仕様	給排水衛生設備 管類	施工箇所	保温種別	区別	給水	排水	給湯	ガス
			屋内露出（住宅内）黒管	1. 錆止めペイント 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			屋内露出（住宅内）白管	1. エッチングプライマー (1層) 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			屋内露出（住宅外）	1. エッチングプライマー 2. 鉄線 3. 錆止め 4. 錆止め 5. 錆止め 6. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			機械室内	1. グラスウール 2. 鉄線 3. 断熱 4. アルミガラス クロス	○	○	○	○	
			メーターボックス内黒管	1. 錆止めペイント 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			メーターボックス内白管	1. エッチングプライマー (1層) 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○	
			メーターボックス内	1. グラスウール 2. 鉄線 3. アルミガラス クロス	○	○	○	○	
			床下・暗渠内	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○	
			床下・暗渠内	1. 錆止めペイント (鋼管部)	○	○	○	○	
天井内・PS内	1. グラスウール 2. 鉄線 3. アルミガラス クロス	○	○	○	○				
スラブ上床板間転がし	1. 保護テープ	○	○	○	○				
スラブ上床板間転がし	1. ねじ部防止	○	○	○	○				
洗面台内	1. エッチングプライマー (1層) 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○				
屋外露出	1. ポリスチレン 2. 粘着テープ 3. ポリエチレン フォーム保温層	○	○	○	○				
屋外露出黒管	1. 錆止めペイント 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○				
屋外露出白管	1. エッチングプライマー (1層) 2. 錆止めペイント (2層)	○	○	○	○				
コンクリート内	1. 0.4mm厚防食ビニールテープ1/2巻か1回巻き	○	○	○	○				
木造壁内	1. 保護テープ	○	○	○	○				
流し裏	1. 保護テープ	○	○	○	○				
土中埋設	1. ベストペトララム系 2. ペトララム系防食テープ 1/2巻か1回巻き	○	○	○	○				
※ 硬質化ビニル管及び鋼鉄管のコンクリート、地中埋設部は防食施工しない。									
※ サニタリーベンド及び通気管の屋内露出部分は塗装する。									
※ 屋内露出（便所）の通気管は塗装する。									
※ コンクリート貫通部分には、防食処理を行う。									
※ 間仕切り壁（PL板除く）貫通の場合は両側にプラスチックプレート取付のこと。									
※ 支持金物仕様PS内（鋼製）、屋外（SUS製）、その他（樹脂製）とする。									
※ さや管ヘッダー工法におけるヘッダー管は保温を行うこと。									

18 建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所を設置し集積すること。
また、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事終了時に「建設副産物処理結果報告書」（共に添付書類を含む）を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）	その他の副産物
①がれき類 (コンクリート塊) (アスファルト塊) ・木くず ・汚泥	①廃プラスチック ②ガラス、陶磁器くず ・廃石こうボード ③金属くず ④繊維くず
特別管理産業廃棄物	
・廃石綿等	
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」に従い、収集、運搬、処分を行う。	
・廃PCB等	
「電気事業法：電気関係報告規制」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・提出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。	
※参考受入場所は現場説明書による	

建設副産物の処理内容（○印塗りつぶしたものを適用する。）

処理内容	備考
現場内における分別	●
現場内分別保管場所の設置	●
現場内分別保管場所までの運搬	●
分別保管場所からの積込み・運搬・処分	●
「建設副産物の処理計画書」の作成	●
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	●
「再生資源利用計画書」の作成	○
「再生資源利用実施書」の作成	○

19 フロン処理について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に従い処理すること。

```

    発注者（施設管理者）
      ↓
    委託確認書
      ↓
    工事請負業者
      ↓
    フロン回収業者
      ↓
    第1種フロン回収業者
      ↓
    フロン回収処理
  
```

フロン回収証明書
引取証明書、業者登録書のコピー

フロン回収業者
引取証明書
引取証明書、業者登録書のコピー

※ 工事請負業者は、第1種フロン回収業者にフロン回収処理を依頼し、回収後、引取証明書及び第1種フロン回収業者登録書のコピーの発行を受け、竣工図書に添付すること。

※ 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に該当する機器（ルームエアコン等）については、適切に処理し、管理票（家電リサイクル券）を竣工図書に添付すること。

20 中水連配管設備

1. 水源

- ・雨水
- ・雑用水処理水
- ・井水

2. 配管材料

- 一般配管
 - ・塩ビライニング鋼管（SGP-VA）
 - ・ポリ粉体鋼管（SGP-PA）
 - ・塩ビライニング鋼管（SGP-VB）
 - ・ポリ粉体鋼管（SGP-PB）
 - ・水道用硬質化ビニル管（H1VP）（屋内）、鋼鉄管（ ϕ 型種）
 - ・ステンレス鋼管（SUS）（圧縮接合・溶接接合・管管接合）
- 屋内地中配管
 - ・塩ビライニング鋼管（SGP-VD）
 - ・ポリ粉体鋼管（SGP-PD）
 - ※ プルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封すること。
- 屋外地中配管
 - ・塩ビライニング鋼管（SGP-VD）
 - ・ポリ粉体鋼管（SGP-PD）
 - ・水道用硬質化ビニル管（H1VP）
 - ・水道用硬質化ビニル管（VP）
 - ※ プルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封すること。
 - ・ポリエチレン管 1種（PE）（溶着接合・金属継手接合）

3. 接続部の防止対策

配管等	対策
屋内隠ぺい配管	1. 保温前の裸管に若草色の着色塗装を行う。 2. 保温後の上には若草色の表示テープを1個所3回巻きにし、1m間隔に巻く。
屋内・屋外露出配管	1. 保温前の裸管に若草色の着色塗装を行う。 2. 保温後の所要箇所には「処理水」と表示する。
地中埋設部	1. 埋設前の裸管に若草色の表示テープを1個所3回巻きにし、1m間隔に巻く。
コンクリート内埋設部の配管	2. 「処理水」の文字入り埋設標識テープ（黄色）を布設する。（地中埋設部）
メーター	1. メーター本体に若草色の着色塗装を行うこと。 2. メーターボックス蓋は「処理水」入りを使用すること。
バルブ等	1. バルブハンドルには若草色の着色塗装を行うこと。 2. バルブ等で誤操作する恐れのある箇所には、標示板等を取り付け処理水の等であることを識別できるようにする。 3. 地中埋設バルブの鉄蓋は「処理水」入りを使用すること。

注) 若草色とは黄緑色をいう。
処理水用の若草色表示テープ、黄色の埋設標識テープは福岡市工事組合に常備。井戸水を雑用水として使用する場合は、上表において「若草色を紫色に」、「処理水を雑用水」と読みかえる。

4. 試験

誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。

図1-1 配管埋設 参照深さH

図1-2 水櫃類埋設参考

図2 弁井

図3-1 ドロップ井参考図

図3-2 小口径樹取付要領図

表1 厨房排気ダクトの板厚

表2 厨房排気ダクトの板厚

表3 厨房排気ダクトの板厚

表4 厨房排気ダクトの板厚

表5 厨房排気ダクトの板厚

表6 厨房排気ダクトの板厚

表7 厨房排気ダクトの板厚

表8 厨房排気ダクトの板厚

表9 厨房排気ダクトの板厚

表10 厨房排気ダクトの板厚

表11 厨房排気ダクトの板厚

表12 厨房排気ダクトの板厚

表13 厨房排気ダクトの板厚

表14 厨房排気ダクトの板厚

表15 厨房排気ダクトの板厚

表16 厨房排気ダクトの板厚

表17 厨房排気ダクトの板厚

表18 厨房排気ダクトの板厚

表19 厨房排気ダクトの板厚

表20 厨房排気ダクトの板厚

表21 厨房排気ダクトの板厚

表22 厨房排気ダクトの板厚

表23 厨房排気ダクトの板厚

表24 厨房排気ダクトの板厚

表25 厨房排気ダクトの板厚

表26 厨房排気ダクトの板厚

表27 厨房排気ダクトの板厚

表28 厨房排気ダクトの板厚

表29 厨房排気ダクトの板厚

表30 厨房排気ダクトの板厚

表31 厨房排気ダクトの板厚

表32 厨房排気ダクトの板厚

表33 厨房排気ダクトの板厚

表34 厨房排気ダクトの板厚

表35 厨房排気ダクトの板厚

表36 厨房排気ダクトの板厚

表37 厨房排気ダクトの板厚

表38 厨房排気ダクトの板厚

表39 厨房排気ダクトの板厚

表40 厨房排気ダクトの板厚

表41 厨房排気ダクトの板厚

表42 厨房排気ダクトの板厚

表43 厨房排気ダクトの板厚

表44 厨房排気ダクトの板厚

表45 厨房排気ダクトの板厚

表46 厨房排気ダクトの板厚

表47 厨房排気ダクトの板厚

表48 厨房排気ダクトの板厚

表49 厨房排気ダクトの板厚

表50 厨房排気ダクトの板厚

表51 厨房排気ダクトの板厚

表52 厨房排気ダクトの板厚

表53 厨房排気ダクトの板厚

表54 厨房排気ダクトの板厚

表55 厨房排気ダクトの板厚

表56 厨房排気ダクトの板厚

表57 厨房排気ダクトの板厚

表58 厨房排気ダクトの板厚

表59 厨房排気ダクトの板厚

表60 厨房排気ダクトの板厚

表61 厨房排気ダクトの板厚

表62 厨房排気ダクトの板厚

表63 厨房排気ダクトの板厚

表64 厨房排気ダクトの板厚

表65 厨房排気ダクトの板厚

表66 厨房排気ダクトの板厚

表67 厨房排気ダクトの板厚

表68 厨房排気ダクトの板厚

表69 厨房排気ダクトの板厚

表70 厨房排気ダクトの板厚

表71 厨房排気ダクトの板厚

表72 厨房排気ダクトの板厚

表73 厨房排気ダクトの板厚

表74 厨房排気ダクトの板厚

表75 厨房排気ダクトの板厚

表76 厨房排気ダクトの板厚

表77 厨房排気ダクトの板厚

表78 厨房排気ダクトの板厚

表79 厨房排気ダクトの板厚

表80 厨房排気ダクトの板厚

表81 厨房排気ダクトの板厚

表82 厨房排気ダクトの板厚

表83 厨房排気ダクトの板厚

表84 厨房排気ダクトの板厚

表85 厨房排気ダクトの板厚

表86 厨房排気ダクトの板厚

表87 厨房排気ダクトの板厚

表88 厨房排気ダクトの板厚

表89 厨房排気ダクトの板厚

表90 厨房排気ダクトの板厚

表91 厨房排気ダクトの板厚

表92 厨房排気ダクトの板厚

表93 厨房排気ダクトの板厚

表94 厨房排気ダクトの板厚

表95 厨房排気ダクトの板厚

表96 厨房排気ダクトの板厚

表97 厨房排気ダクトの板厚

表98 厨房排気ダクトの板厚

表99 厨房排気ダクトの板厚

表100 厨房排気ダクトの板厚

図4 異種金属接続部

異種金属接続部は、屋外埋設配管を除き電食防止のため、異種金属接続用絶縁継手を使用すること。使用箇所例を下記に示す。

1. 砲金製バルブと塩ビライニング鋼管接続部（コア入りバルブは除く。）
2. 衛生器具（水栓類、便器、洗面器等）接続管と塩ビライニング鋼管接続部
3. マイクロエアバンド及びエアセパレーターと塩ビライニング鋼管接続部
4. 水道メーター（砲金）、伸縮弁（砲金）、伸縮メーターユニオン（砲金）と塩ビライニング鋼管接続部
5. 水抜きテスト弁と塩ビライニング鋼管接続部
6. 上記以外の異種金属接続部

図5 防火区画等貫通部措置

給水管、排水管及び通気管等が防火区画等を貫通する場合の措置は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号に規定されており、次のいずれかに該当すること。

1. 防火区画等の貫通部分及び両側1m以内を不燃材料で造ること。（右参考図参照）
2. 平成12年建設省告示第1422号に適合すること。（下表）（難燃材料又は硬質化ビニル管（VP）を用いる場合）

用途	覆いの有無	肉厚	給水管等の外径			
			防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
給水管	無し	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
		6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
排水管及び排水管に付属する通気管	無し	4.1mm以上	61mm	61mm	61mm	61mm
		5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	61mm
		6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
		7.0mm以上	141mm	141mm	115mm	90mm

例1) 硬質塩ビライニング管（RF-VP）に防火区画貫通テープを用いる場合（右参考図参照）

例2) 耐火二層管を認定条件に従って施工する場合（立管はすべて耐火二層管とし、横管は立管の分岐から1mまでを耐火二層管とし、その延長部分を硬質化ビニル管とした場合など）

表1 厨房排気ダクトの板厚

厨房排気ダクト（矩形ダクトに限る）の板厚については、以下による

ダクトの長辺	板厚	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450以下	0.6以上	0.5以上
450を超え、200以下	0.8以上	0.6以上
1.200を超え、1.800以下	1.0以上	0.8以上
1.800を超えるもの	1.2以上	0.8以上

工事名称 草場地区学習等共用施設改修工事

図面名称 機械設備工事特仕仕様書(2)

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 都市整備部 建築政策課

TEL: 0930-25-1111

尺度 R02.7

図面番号 M-02

日付

空調機器表 (改修後)										
室名	記号	名称	型式	参考消費電力			台数	冷房能力 (KW)	暖房能力 (KW)	附属品及び備考
				φ	V	KW				
集会室兼学習室	ACP1	空気熱源ヒートポンプエアコン (自然蒸発式加湿器組込: 1.1Kg/H)	天カセ(4方向)・インバータ制御 全熱交換器連動運転	1	200	C: 2.1 H: 2.05	3	7.2	5.3	冷媒配管(渡り線合)工事・リモコン配線工事・ドレンアップメカ・化粧パネル・ワイヤードリモコン・防振パッド(15°)等共 室外機コンクリート基礎: 既設再使用(増打: 建築工事)
休養室	ACP2	空気熱源ヒートポンプエアコン (自然蒸発式加湿器組込: 0.2Kg/H)	天カセ(4方向)・インバータ制御 全熱交換器連動運転	1	200	C: 0.805 H: 0.871	1	3.2	3.6	冷媒配管(渡り線合)工事・リモコン配線工事・ドレンアップメカ・化粧パネル・ワイヤードリモコン・防振パッド(15°)等共 室外機コンクリート基礎: 既設再使用
保育室	ACP3	空気熱源ヒートポンプエアコン (自然蒸発式加湿器組込: 0.2Kg/H)	天カセ(4方向)・インバータ制御 全熱交換器連動運転	1	200	C: 0.805 H: 0.871	1	3.2	3.6	冷媒配管(渡り線合)工事・リモコン配線工事・ドレンアップメカ・化粧パネル・ワイヤードリモコン・防振パッド(15°)等共 室外機コンクリート基礎: 既設再使用
調理実習室	ACP4	空気熱源ヒートポンプエアコン (自然蒸発式加湿器組込: 0.4Kg/H)	天カセ(4→3方向)・インバータ制御 全熱交換器連動運転	1	200	C: 0.96 H: 1.05	2	4.2	5.7	冷媒配管(渡り線合)工事・リモコン配線工事・ドレンアップメカ・化粧パネル・ワイヤードリモコン・防振パッド(15°)等共 室外機コンクリート基礎: 既設再使用(増打: 建築工事)

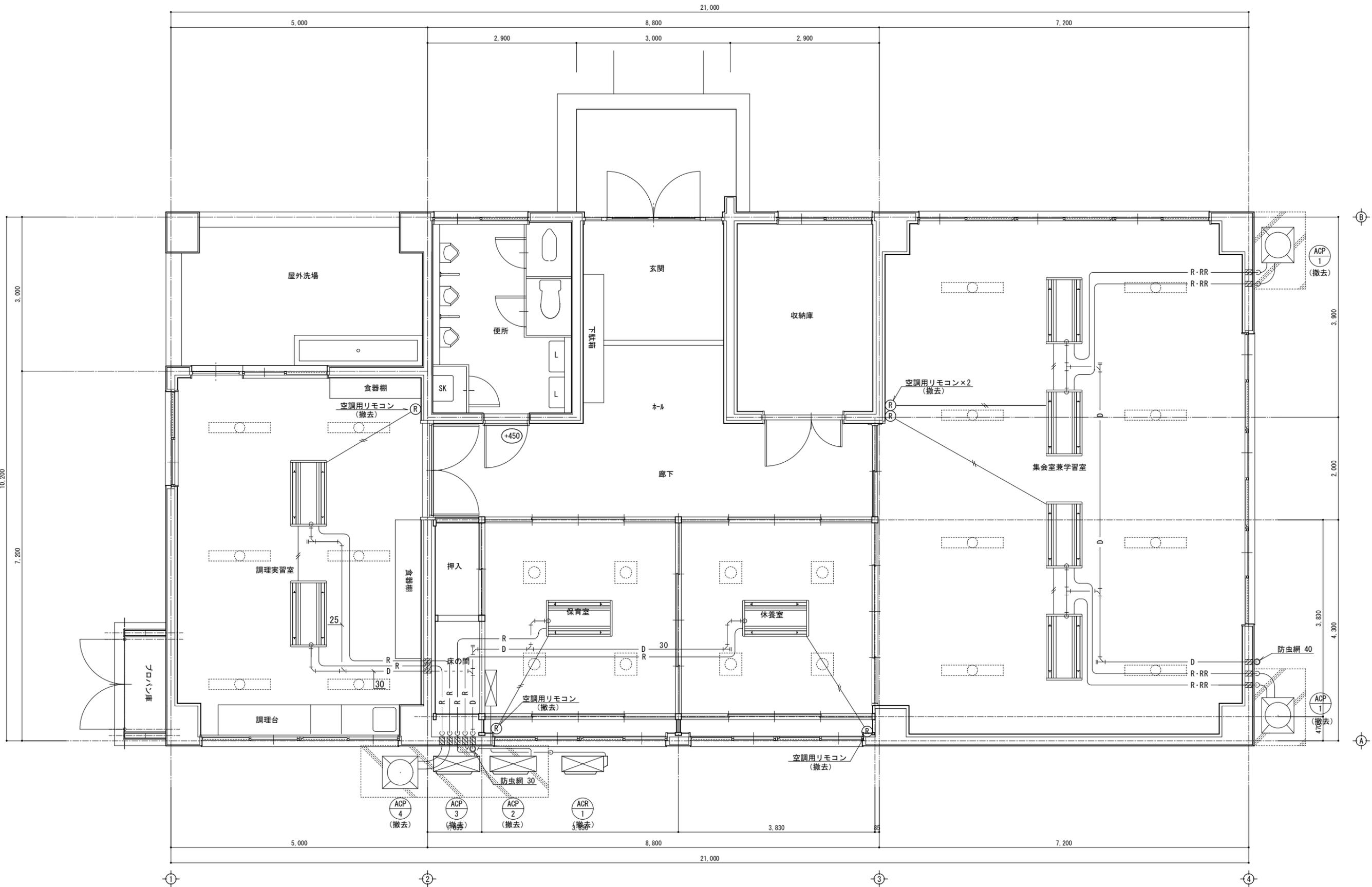
※空調機の性能値は、JIS B8616に規定された定格条件による。
ルームエアコンは、JIS C9612に規定された定格条件による。

空調機器表 (改修前) (撤去)										
室名	記号	名称	型式	参考消費電力			台数	冷房能力 (KW)	暖房能力 (KW)	附属品及び備考
				φ	V	KW				
集会室兼学習室	ACP1	空冷パッケージ形エアコン (同時ツインタイプ)	天井カセット形(2方向吹)	3	200	6.2/6.7	2	15.3 (13,200kcal/h)	11.9 (10,150kcal/h)	屋外機外形寸法: 630W×690L×1,430H, 重量: 131kg RCY140B (ダイキン工業)
休養室	ACP2	空冷パッケージ形エアコン	天井カセット形(2方向吹)	3	200	1.92/1.85	1	5.0 (4,350kcal/h)	3.9 (3,330kcal/h)	屋外機外形寸法: 800W×300L×700H, 重量: 70kg 不明 (ダイキン工業)
保育室	ACP3	空冷パッケージ形エアコン	天井カセット形(2方向吹)	3	200	1.92/1.85	1	5.2 (4,500kcal/h)	4.3 (3,740kcal/h)	屋外機外形寸法: 800W×300L×700H, 重量: 70kg 不明 (ダイキン工業)
調理実習室	ACP4	空冷パッケージ形エアコン (同時ツインタイプ)	天井カセット形(2方向吹)	3	200	5.59/4.95	1	8.5 (7,280kcal/h)	10.6 (9,160kcal/h)	屋外機外形寸法: 630W×690L×1,430H, 重量: 131kg RCY100B (ダイキン工業)
保育室	ACR1	ルームエアコン	壁掛形	1	100		1	4.0	4.5	(家電リサイクル) RAS-N40GVGDR (東芝)

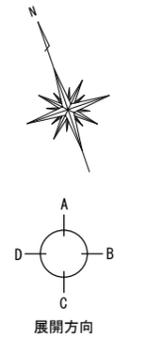
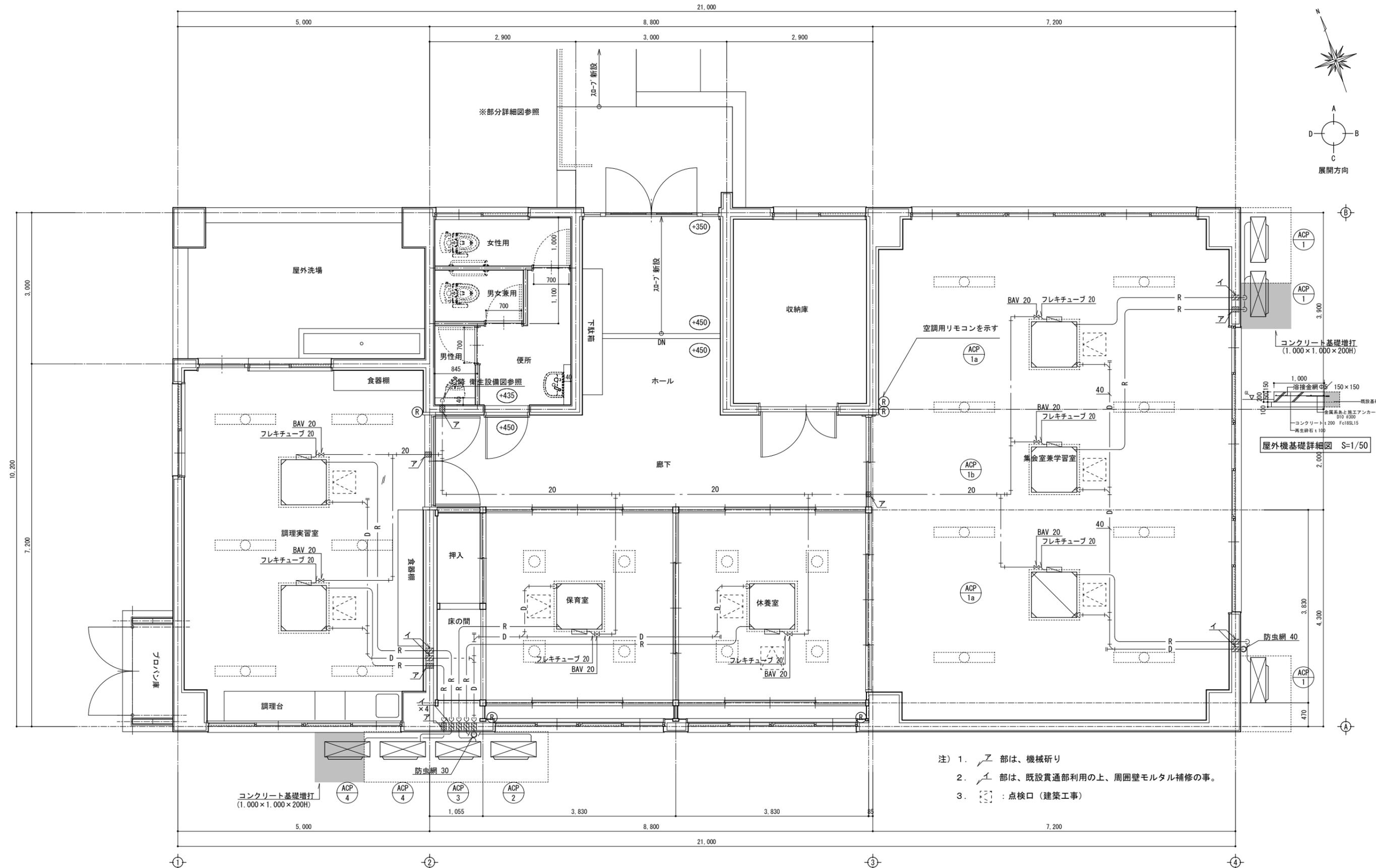
換気機器表 (改修後)										
室名	記号	名称	型式	参考消費電力			台数	風量 (m³/H)	静圧 (Pa)	附属品及び備考
				φ	V	W				
集会室兼学習室	HEU1	全熱交換器 (空調機連動運転対応型)	天井埋込型	1	100	110	4	260	120	防振吊金具・給排気グリル(消音型: φ150)×2・L型消音ボックス×2・コントローラー・SUS製深型フード(ギャラリ付φ150)×1・ SUS製深型フード(防虫網付φ150)×1 共 注)内1台は、L型消音ボックスは既設再使用とする。
休養室	HEU2	全熱交換器 (空調機連動運転対応型)	天井埋込型	1	100	110	1	180	110	防振吊金具・給排気グリル(消音型: φ150)×2・L型消音ボックス×2・コントローラー・SUS製深型フード(ギャラリ付φ150)×1・ SUS製深型フード(防虫網付φ150)×1 共
保育室	HEU2	全熱交換器 (空調機連動運転対応型)	天井埋込型	1	100	110	1	180	110	防振吊金具・給排気グリル(消音型: φ150)×2・L型消音ボックス×2・コントローラー・SUS製深型フード(ギャラリ付φ150)×1・ SUS製深型フード(防虫網付φ150)×1 共
調理実習室	HEU3	全熱交換器 (空調機連動運転対応型)	天井埋込型	1	100	340	1	360	110	防振吊金具・給排気グリル(消音型: φ200)×2・L型消音ボックス×2・コントローラー・SUS製深型フード(ギャラリ付φ200)×1・ SUS製深型フード(防虫網付φ200)×1 共
便所	FE1	天井扇	便所用・プラスチックタイプ (低騒音タイプ)	1	100	49	1	280	70	天吊金具・SUS製深型フード(φ150)共
調理実習室	FE2	ストレートシロッコファン #11/2	厨房用・天井埋込型	1	100	520	1	1,720	200	天吊金具・キャンバス継手共

※換気扇の消費電力は、JIS C9603に規定された消費電力による。

換気機器表 (改修前) (撤去)										
室名	記号	名称	型式	参考消費電力			台数	風量 (m³/H)	静圧 (Pa)	附属品及び備考
				φ	V	W				
集会室兼学習室	HEU1	全熱交換器	天井埋込型	1	100	250	4	457	70	リモコンスイッチ・屋外丸形フード×2共
休養室	HEU2	全熱交換器	天井埋込型	1	100	137	1	200	60	リモコンスイッチ・屋外丸形フード×2共
保育室	HEU2	全熱交換器	天井埋込型	1	100	137	1	200	90	リモコンスイッチ・屋外丸形フード×2共
調理実習室	HEU3	全熱交換器	天井埋込型	1	100	250	1	425	90	リモコンスイッチ・屋外丸形フード×2共
便所	FE1	天井扇	天井埋込型	1	100	51	1	270	70	屋外丸形フード共
調理実習室	FE2	ストレートシロッコファン #11/2	天井埋込型	3	200	420	1	1,720	196	
(取外)										
調理実習室	①	ステンレスフード	1,100W×800D×950H				2			
	②	ステンレスフード	900W×700D×950H				1			
便所	—	吹出口	HS 500×500				1			
	—	吹出口	HS 200×200				1			屋外丸形フード共: 撤去・取替

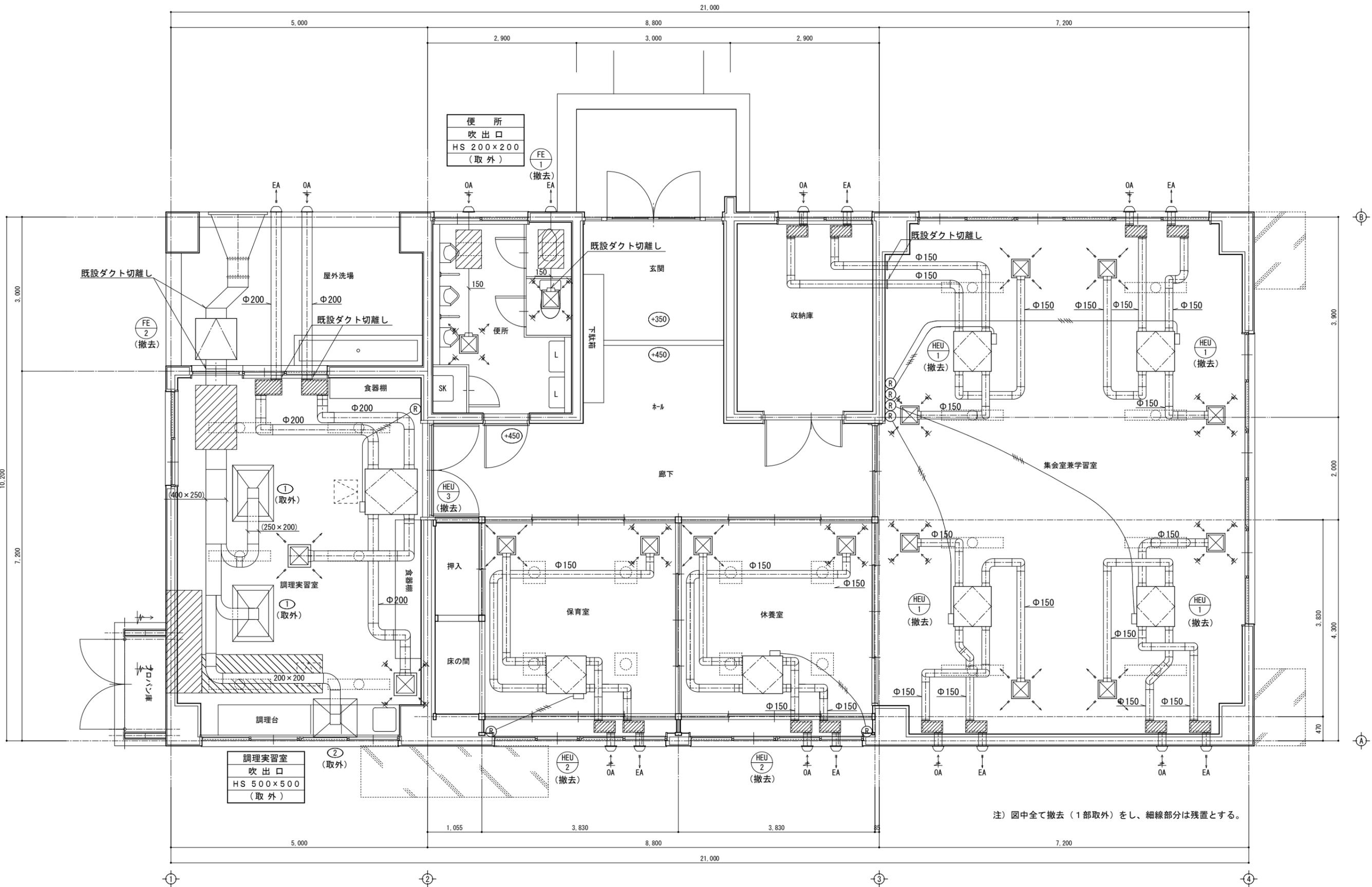


特記	作	図	作	図	作	図	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
								草場地区学習等供用施設改修工事 空調設備 1階平面詳細図 (改修前)	A2版: 1/50 A3版: 1/70	M05



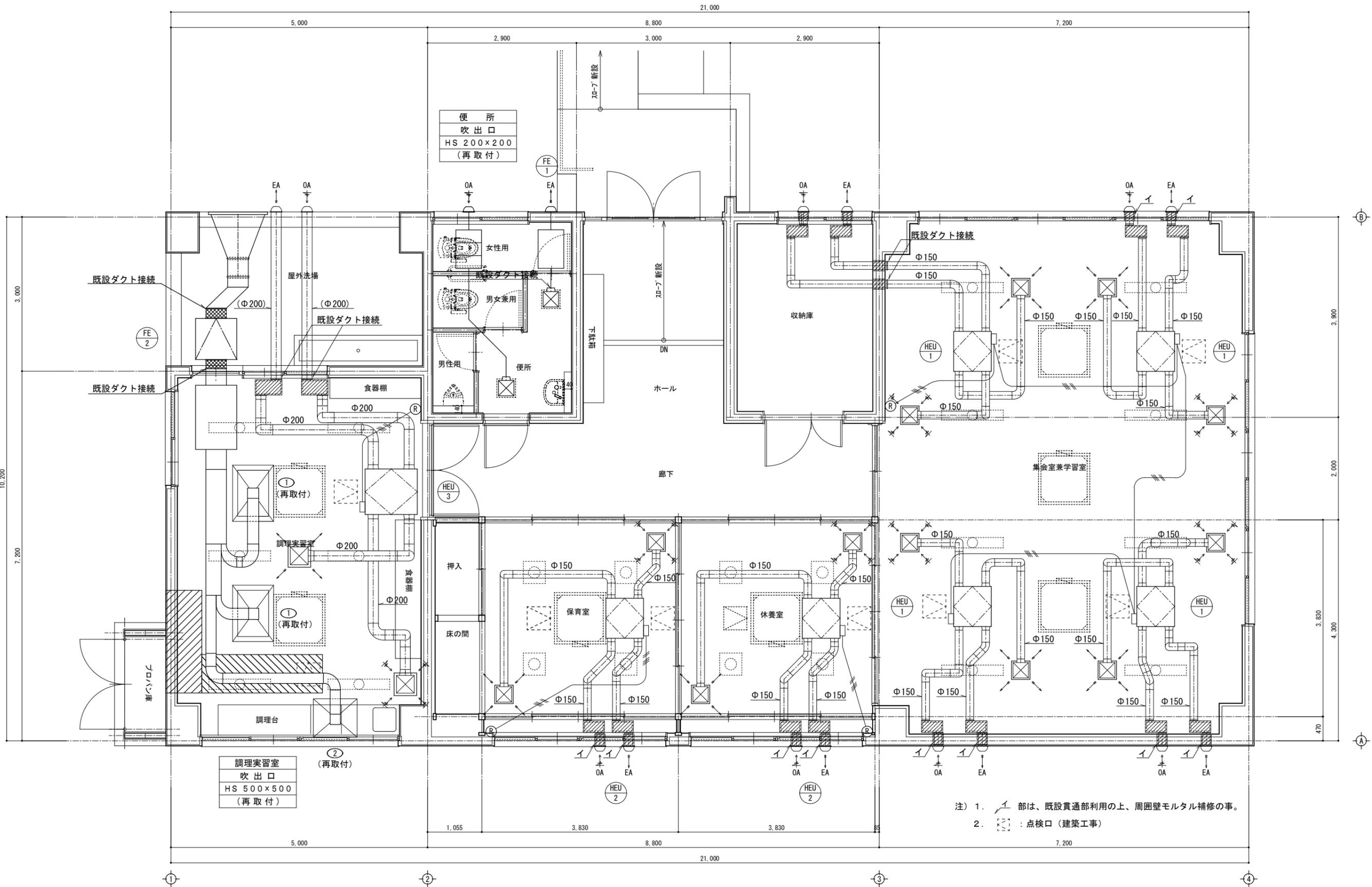
- 注) 1. ㄥ 部は、機械研り
 2. ㄥ 部は、既設貫通部利用の上、周囲壁モルタル補修の事。
 3. [] : 点検口 (建築工事)

特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 空調設備 1階平面詳細図 (改修後)	縮尺 A2版: 1/50 A3版: 1/70	図面番号 MO6
----	---	---	---	---	--	------------------------------	--------------------



注) 図中全て撤去(1部取外)をし、細線部分は残置とする。

特記 作 図 作 図 作 図	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 換気設備 1階平面詳細図(改修前)	縮尺 A2版: 1/50 A3版: 1/70 図面番号 MO7
-------------------	--	---	---



便所
吹出口
HS 200×200
(再取付)

調理実習室
吹出口
HS 500×500
(再取付)

注) 1. 1部は、既設貫通部利用の上、周囲壁モルタル補修の事。
2. 点検口 (建築工事)

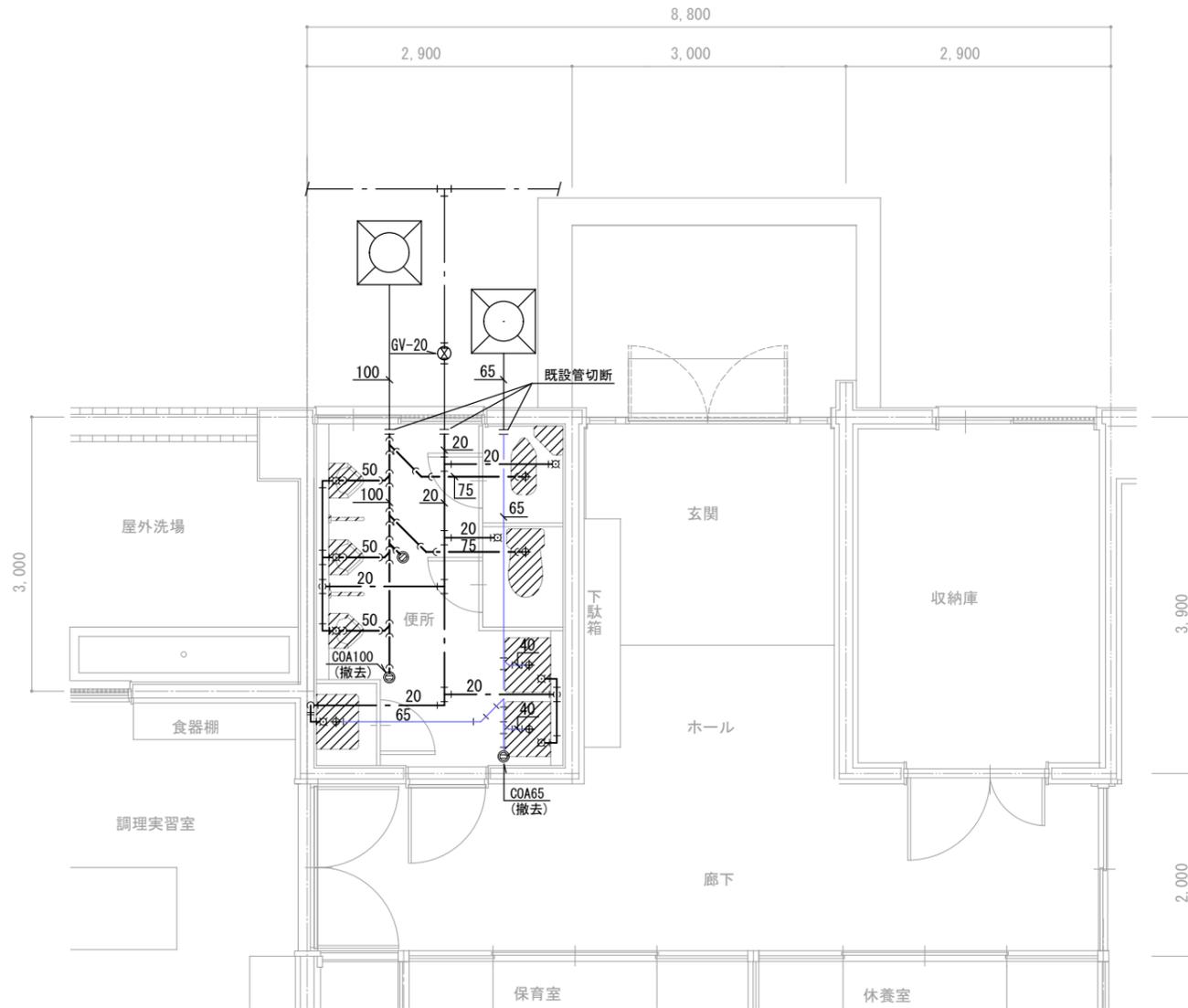
特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 換気設備 1階平面詳細図 (改修後)	縮尺 A2版: 1/50 A3版: 1/70	図面番号 MO8
----	---	---	---	---	--	------------------------------	-------------

改修前

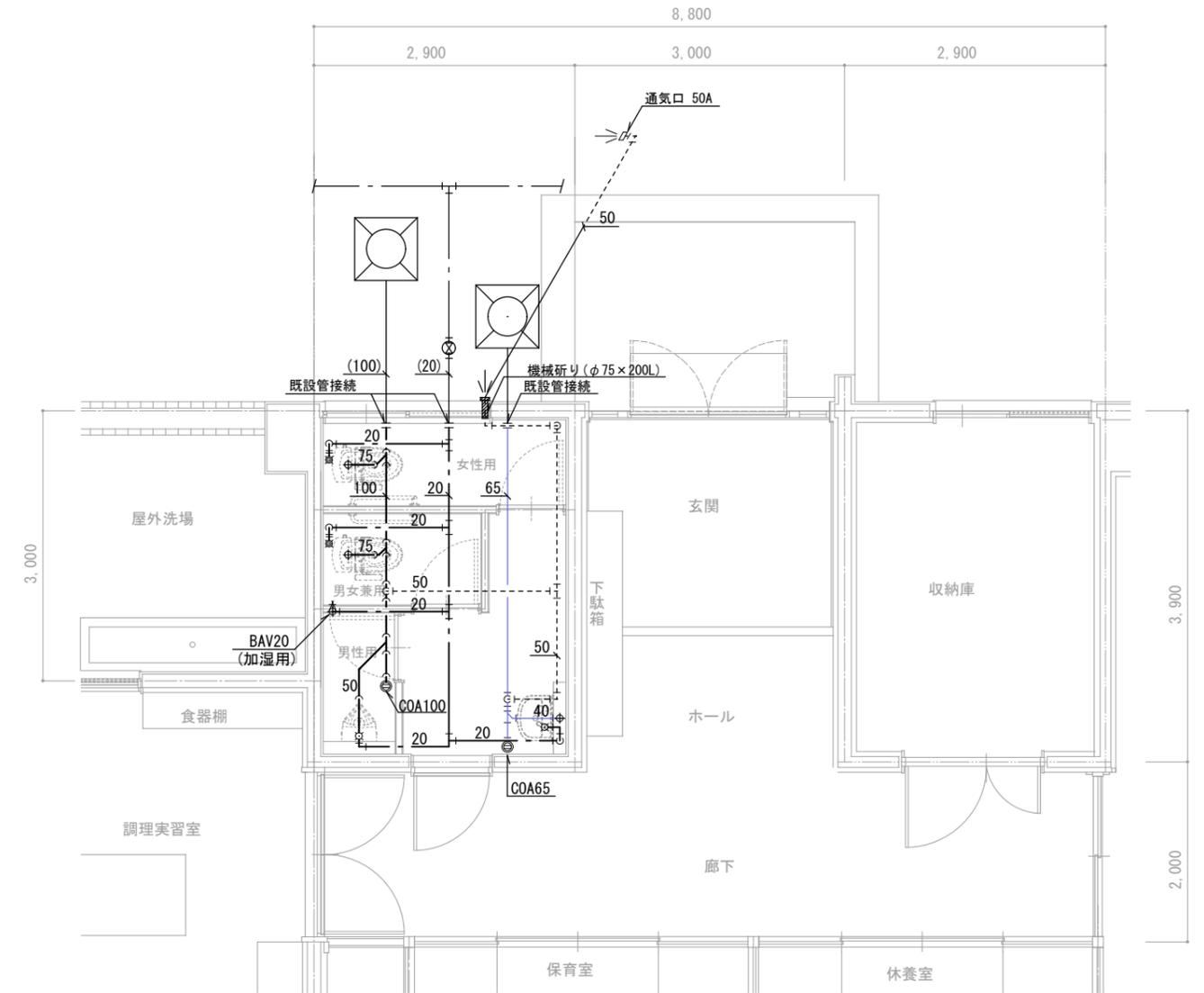
衛生器具表 (撤去)			
品名	品番	附属品及び備考	数量
洋風便器	C420	S517B	1
和風大便器	C750V	S570B	1
ストール小便器	U308C	FV	3
仕切版	A100AY		2
洗面器	L220		2
掃除流し	SK22A	T23AEQ20C・TN128 (ストレート止水栓)・T37SGEP 等他附属品一式	1
化粧棚	S3		2
化粧鏡	#3	350×450	1

改修後

衛生器具表			
品名	品番	附属品及び備考	数量
洋風便器	CS670B	SH670BA (タンク)・TCF5533S (ウォシュレットAC100V 316W)・YH117 (ステンレス製 紙巻器) 等他附属品一式	2
低リップ自動洗浄小便器	UFS900WR	(自己発電タイプ)	1
洗面器	L250CM	TEN41A (自動水栓: AC100V)・TS126AR (水石けん入)・T7PW1 (Pトラップ) 等他附属品一式	1
化粧鏡	YM3560F	耐食鏡 (350W×450H)	1
手摺り	T112CL9	(L型) 700×700	2
手摺り	T112CU22	(小便器用) 600W	1



注) 図中太線部分及び衛生器具 (斜線部) は、撤去の事。



注) 図中細線部分は、既設を示す。

特記

作図 作図 作図

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
 TEL: 0930-25-1111

工事名称・図面名称

草場地区学習等供用施設改修工事

給排水衛生設備 改修前後1階平面詳細図・器具表

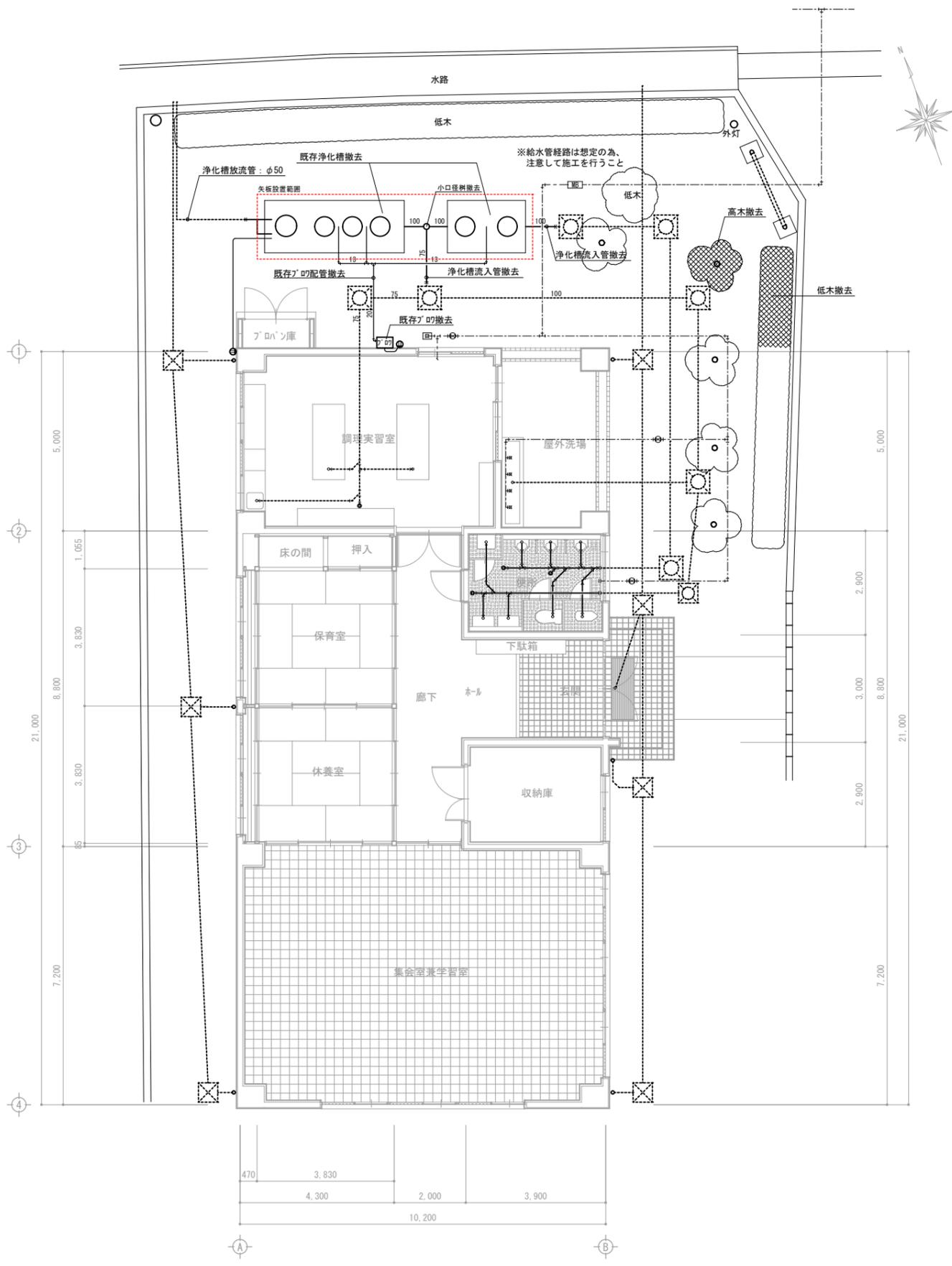
縮尺

A2版: 1/50

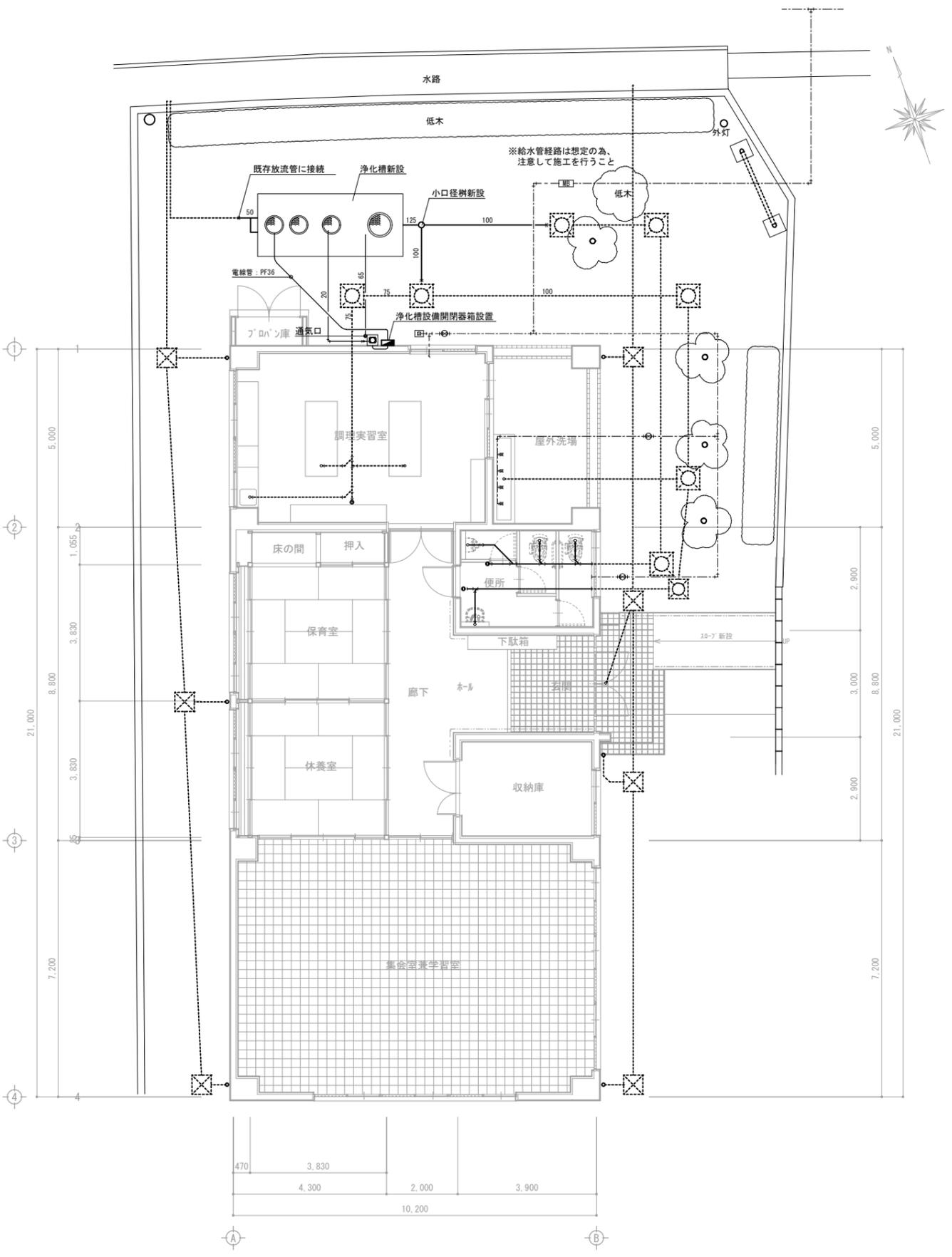
A3版: 1/70

図面番号

MO9

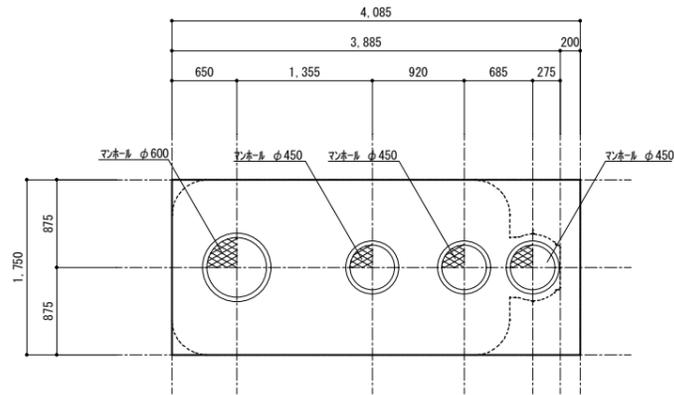


1階平面図(改修前)

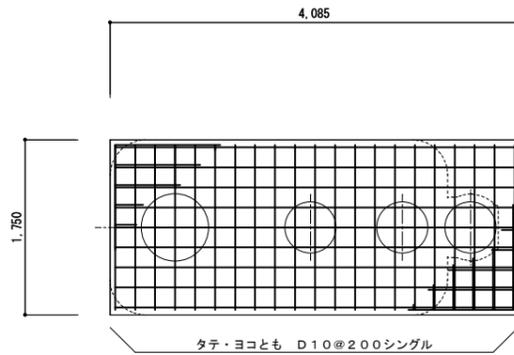


1階平面図(改修後)

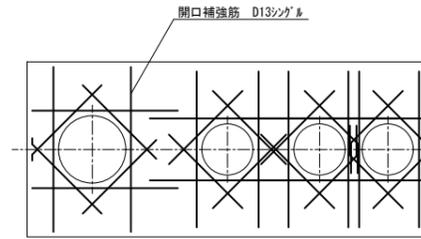
特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 給排水設備平面図	縮尺	図面番号
						A2版: 1/100	M10
						A3版: 1/140	



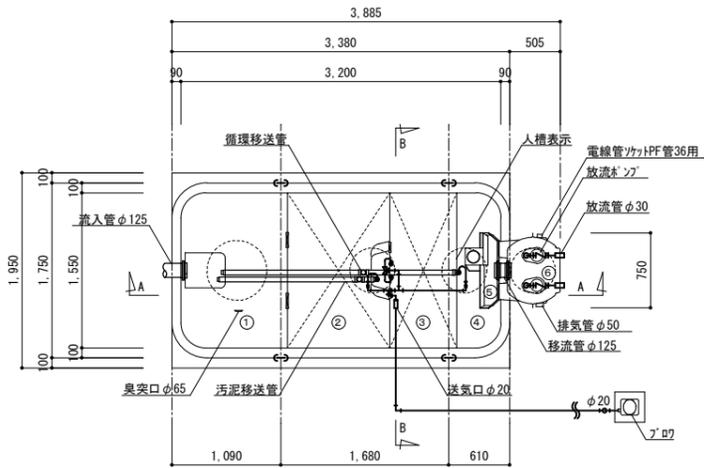
スラブ平面図 1/50



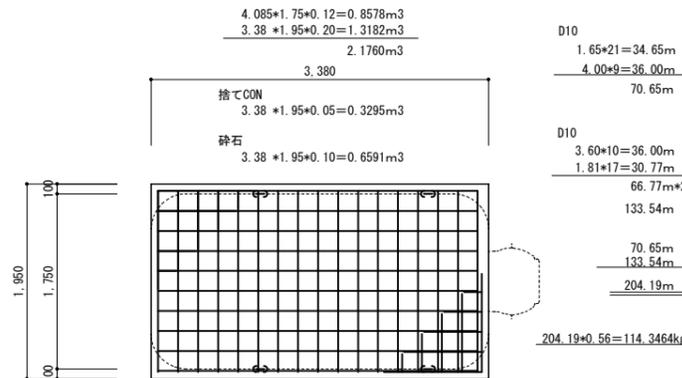
スラブ配筋図 1/50



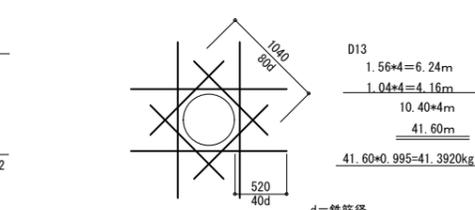
開口補強筋配筋図 1/50



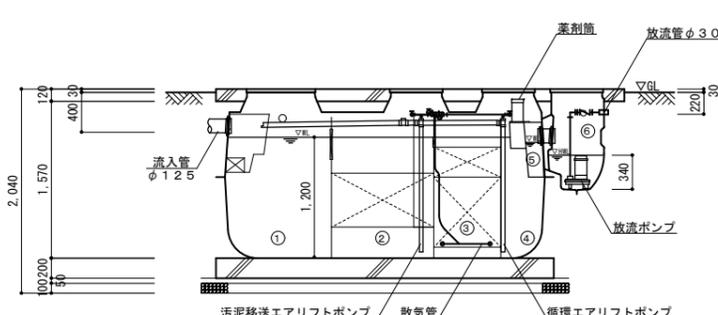
内部平面図 1/50



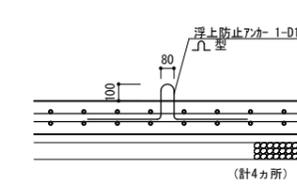
タテ・ヨコとも D10@200ダブル



開口補強筋詳細図 1/50



A-A断面図 1/50

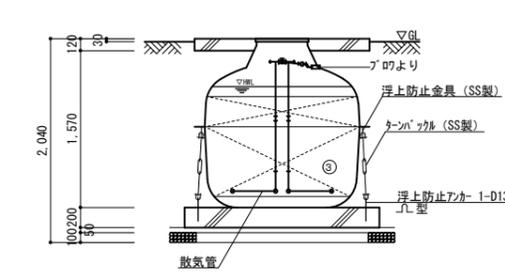


浮上防止フカ-1-D13

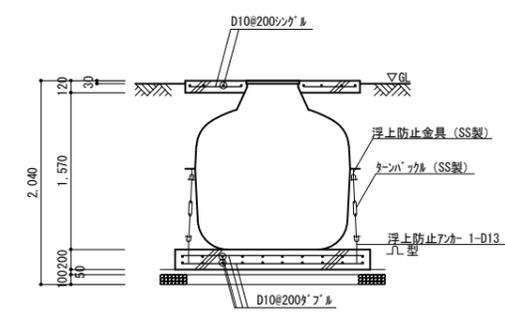
一般事項

コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地素	砕石又はRC 40~0

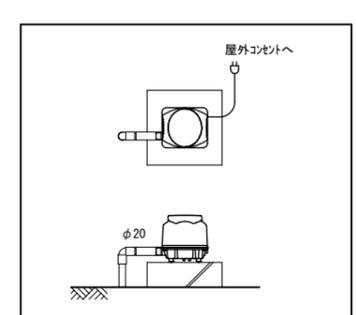
- 注1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注2) 図中の“G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注3) 地耐力は60KN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)



B-B断面図 1/50



断面配筋図 1/50



フカ基礎参考図 1/20

参考仕様書

処理方式	接触ろ床方式
参考型式名称	CV-18 型 (フジケイ工業株式会社) ※吊り上げ目安重量: 360kg
処理対象人員	18人
汚水量	3.60m ³ /d
流入水質	BOD 200mg/L / COD 100mg/L / T-N 45mg/L / LSS 160mg/L
放流水質	BOD 20mg/L / COD 30mg/L / T-N 20mg/L / LSS 15mg/L

① 沈殿分離槽	有効容量	1.723	m ³
② 嫌気ろ床槽	有効容量	1.718	m ³
③ 接触ろ床槽	有効容量	1.139	m ³
④ 処理水槽	有効容量	0.614	m ³
⑤ 消毒槽	有効容量	0.053	m ³
⑥ 放流ポンプ槽	有効容量	0.092	m ³
総容量	有効容量	5.247	m ³

機器装置仕様

プロウ	吐出量	口径	消費電力	運転方式	台数
放流ポンプ	120L/min	φ20	86W	連続運転	1
	100L/min	φ30	出力 150W	自動交互運転	2

槽本体 FRP
 パイプ類 PVC、PPまたはPE
 ろ材 PPまたはPE
 マンホール PPまたはFRP (500K)
 消毒剤 圓形塩素剤

配管仕様

露出配管 (プロウ廻り)	VP
土中配管	φ40以下~VP・φ50以上~VU
槽内配管	メーカー仕様

- 注1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注2) 機器電源は単相100V、総電力は386W、一次側引込電容量は15A以上とする。
- 注3) 図中の“G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注4) 浄化槽からプロウまでの距離は10m以内とする。
- 注5) 流入管・放流管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注6) 臭突管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注7) プロウ付近にアース付きコンセント×3を設置のこと。設置は浄化槽工事範囲外とする。
- 注8) 地耐力は60KN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)

放流ポンプ槽配管仕様

排気管	VU50
電線管	PFD36

- 注1) 放流ポンプ槽の排気管は必ず接続のこと。接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注2) 排気管の放出部は、側溝の最大水位より100mm以上 (目安) 上部に設置のこと。
- 注3) 排気管は雨水配管や放流配管、他の汚水配管と絶対に合流接続しないこと。
- 注4) 排気管は途中で水溜りが起こるようなV字配管にしないこと。
- 注5) 電線管の両端はシリコンシーラントなどで必ずコーキング処理のこと。
- 注6) これらの処理を怠ると、浄化槽内で発生したガスが浄化槽内、および電線管の接続先付近に設置している設備・機器の金属類を腐食し、機器破損・障害の生ずるおそれがあります。

施工高さ範囲

MH	項目	嵩上げ高さ	流入管底	放流管底	施工全高
簡易ロック	最小寸法 (この図面)	0H	G. L-400	G. L-220	1940H
	最小寸法 (嵩上)	50H	G. L-460	G. L-280	2000H
	最大寸法	300H	G. L-710	G. L-530	2250H
ボルトロック	最小寸法	100H	G. L-530	G. L-350	2070H
	最大寸法	300H	G. L-730	G. L-550	2270H

注) 製品全高は、製品規格で+10mm、-20mmの公差があります。
 流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

電気設備工事特記仕様書

I. 工事名称 草場地区学習等供用施設改修工事

II. 工事概要

1. 総合発注の有無 本工事は、以下の工事を含む。(詳細は、図面参照のこと)

- ・ 建築工事
- ・ 機械設備工事

2. 工事場所 福岡県行橋市南和泉7丁目14-22

3. 建物概要

	構造	階数	延面積 (㎡)	防火対象物の種別	備考
学習等共用施設	R/C造	地上1階	214.2	1項(口)	

4. 工事種目 (○印を付けたものを適用する)

工事種目	建 物 別				備 考
	学習等供用施設				
○電灯設備	一式	一式	一式		
○動力設備	一式	一式	一式		
・避雷設備	一式	一式	一式		
・受変電設備	一式	一式	一式		
・静止形電源設備	一式	一式	一式		
・発電設備	一式	一式	一式		
・構内情報通信網設備	一式	一式	一式		
・構内交換設備	一式	一式	一式		
・情報表示設備	一式	一式	一式		
・映像・音響設備	一式	一式	一式		
・拡声設備	一式	一式	一式		
・誘導支援設備	一式	一式	一式		
・呼出し設備	一式	一式	一式		
・テレビ共同受信設備	一式	一式	一式		
・防犯設備	一式	一式	一式		
・自動火災報知設備	一式	一式	一式		
・中央監視制御設備	一式	一式	一式		
・遠隔量水器設備	一式	一式	一式		
・デマンド監視・制御設備	一式	一式	一式		
・太陽光発電設備	一式	一式	一式		
	一式	一式	一式		
・構内配電線路	一式	一式	一式	一式	
・構内通信線路	一式	一式	一式	一式	
○撤去工事	一式	一式	一式		

- ### III. 工事仕様 適用仕様等
- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。
- 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年版)」 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修
- 年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、担当者で協議すること。
- #### 2. 補足基準等
- 適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
- 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
 - 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
 - 「建築工事標準詳細図(建築工事編 平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
 - 「電気設備工事監理指針(平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「機械設備工事監理指針(平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築工事監理指針(平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築改修工事監理指針(平成28年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」 独立行政法人 建築研究所監修
 - 「建築工事安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
 - 「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
 - 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局(環境省アスベスト飛散防止対策研究会)
 - 「建築工事の手引き」 福岡県建設技術情報センター編集
- 年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、担当者で協議すること。
- #### 3. 特記仕様
- 項目は、○印のついたものを適用する。
 - 特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

項目	特記事項																								
① 機材	この工事に使用する機材は、監督職員の承認を受ける。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。																								
② 電気工作物	○一般用電気工作物 ・ 事業用電気工作物																								
③ 電気保安技術者	事業用電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。																								
④ 工事に必要な資格(建設業法に関するものを除く)	・ 第1種電気工事士 ○ 第2種電気工事士(もしくは上位資格) ・ 特種電気工事資格者(非常用予備発電装置) ・ 工事担任者 第 種(もしくは上位資格) ・ 消防設備士甲種 類 ・ あと施工アンカー 第 種施工士(もしくは上位資格)																								
⑤ 官公庁その他への手続き	この工事に必要な官公署その他の関係機関への諸手續等は、これに必要な資材材、労務、及び費用を請負者の負担にて速やかにおこない、その検査に合格すること。																								
⑥ 工事に必要な工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力(仮設電力及び試運転調整用電力等を含む)・水及び諸手續等の費用は、すべて請負者の負担とする。																								
⑦ 残土処分	・ 構内指示の場所に敷均し ・ 構内指示の場所に埋積 ・ 構外搬出適切処理																								
⑧ 他工事との取合い	・ 施工区分表による ○ 図面詳細による																								
⑨ 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃並びに絶縁抵抗測定を取外し前後で行った後、取り付けること。 但し、絶縁劣化等再使用に耐えない場合は、監督職員に報告すること。																								
⑩ 耐震施工	設備機器の固定は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版)によるものとする。 (1) 設計用標準震度(Ks) 機器毎の耐震安全性の分類及び設置場所により以下表より求める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>特定の施設</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> () 書きの数字は防振支持の機器の場合に適用する。 (2) 耐震安全性の分類 (・特定の施設 ・一般の施設) (3) 地域係数(Z) 地域係数(Z)は、1.0とする。	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	地階及び1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																								
	特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器																					
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																					
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																					
地階及び1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																					
⑪ 合成樹脂製可とう電線管	環境対応型合成樹脂製可とう管(PF管)の一重管とする。なお、打込配管として使用する場合は、原則として呼び径を22までとする。 また鉄筋等への結束には樹脂被覆を施したバインド線を用いること。																								
⑫ プレートの材質	○ 金属製(防水形配線器具を除く) ・ 樹脂製																								
⑬ フロアプレート	ベースは、水平高低調整付(空転防止リング付)とする。 ・ 砲金製 ・ アルミ製																								
⑭ ハイテンション	・ 上下動形 ・ 外部固定形 ・ 内部固定形																								
⑮ 露出配管等の塗装	屋内においては特記がなければ、F☆☆☆☆製品とし、屋外においても低VOC塗料の使用に努めること。																								
⑯ 呼び線	長さ 1m 以上の入線しない電線管には電線太さ 1.2mm 以上の樹脂被覆電線管を挿入する。																								
⑰ 表示	スイッチ・コンセント及びプルボックスで用途の判別し難いものは、表示する。																								
⑱ 地中線埋設シート	地下埋設の線路には、保護シートを2倍長以上重ね合わせて布設するものとする。																								
⑲ 地中埋設設備	電力用(矢指色: 赤色) ・ 樹脂製 ・ コンクリート製 ・ 鉄製 通信用(矢指色: 黄色) ・ 樹脂製 ・ コンクリート製 ・ 鉄製																								
⑳ 地中埋設配管(G.L-600の場合)	<p>・ 根切り深さが1.5m未満の場合は直掘工法とし、1.5m以上の場合には法付工法とする。 法付工法の法幅は、根切り深さに0.3を乗じたものとする。 ・ 床幅は、埋設管類などの外径(底面)の寸法にゆとり幅×2を加えたものとする。 ゆとり幅(a)及び埋設管相互の間隔(b)は、下表を参照のこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ゆとり幅(a)</th> <th>根切り深さ</th> <th>根切り深さ</th> <th>根切り深さ</th> <th>埋設管の呼び径</th> <th>間隔(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1m未満</td> <td>1以上1.5未満</td> <td>1.5以上</td> <td>50以下</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150 "</td> <td>70mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>200 "</td> <td>100mm</td> </tr> </tbody> </table>	ゆとり幅(a)	根切り深さ	根切り深さ	根切り深さ	埋設管の呼び径	間隔(b)		1m未満	1以上1.5未満	1.5以上	50以下	50mm					150 "	70mm					200 "	100mm
ゆとり幅(a)	根切り深さ	根切り深さ	根切り深さ	埋設管の呼び径	間隔(b)																				
	1m未満	1以上1.5未満	1.5以上	50以下	50mm																				
				150 "	70mm																				
				200 "	100mm																				

強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた離隔を考慮すること。

多糸敷設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS G 3653(附属書含む)」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。

また、電線相互の接近により誘導障害が生じおそれがある場合は、多糸敷設は行わないこと。

2.1. 接地極

接地極の材料は下表による。接地極の近くに接地極埋設標90×140×1.5t(黄銅製・刻印)を設置すること。なお、接地棒 EB(14)φの長さは1,500mm以上とし、10φ×14φは、W=40として差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・ 共 同	EA・C・D	Ω以下	
・ 共 同	EA・D	Ω以下	
・ A 種	EA	10Ω以下	
・ B 種	EB	Ω以下	
・ C 種	EC	10Ω以下	
・ D 種	ED	100Ω以下	EB()φ×1(L=1,500mm)
・ 避雷設備	EL	10Ω以下	
・ 高圧避雷器	ELH	10Ω以下	
・ 低圧避雷器	ELL	10Ω以下	
・ 交換機用	Et	10Ω以下	
・ 通信用	EAt	10Ω以下	
・ 通信用	Ect	100Ω以下	EB(10)φ×1(L=1,500mm)
・ 測定用	Eo		EB(10)φ×1(L=1,500mm)

2.2. 構内交換設備工事範囲

避雷設備の接地抵抗値は、総合抵抗とする。
本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。
・ 構内交換装置 ・ 電話機取付け (台)
・ 配管配線まで本工事 ・ 配管のみ本工事 ・ 配線のみ本工事

2.3. 電話機への配線

電話機1台につき次のものを見込む。
・ T1VF(T1VE) 0.65-2C m ・ EM-T1EF(T1EE) 0.65-2C m
・ EB1 0.4-2P m ・ EM-B1EE 0.4-2P m
・ 2号ワイヤプロテクタ m

2.4. 構内情報通信網設備工事範囲

本工事における構内情報通信網設備の工事範囲は、以下のとおりとする。
・ 構内情報通信網装置 ・ ネットワーク管理装置 ・ 配管配線まで本工事
・ 配管のみ本工事

2.5. LANケーブルの色

・ 幹線LAN: 赤色 ・ 枝線LAN: 黄色 ・ 生体LAN: 水色 ・ 認証ネットワーク: 指定なし ・ その他: 指定なし

2.6. 機器と配線の接続

拡声設備において、増幅器などの入出力路と配線の接続は、コネクタなどを取付けて行うこと。

2.7. インターロック

自動火災報知設備において、感知器が作動した場合に受信機及び運動制御機と連動して空調機並びに送排風機を停止させる。

2.8. ガス漏れ警報装置受信機

・ 単 独 (・ 自立形 ・ 壁掛形)

2.9. ガス漏れ警報装置検知器

・ 液化石油ガス用 ・ 都市ガス用

3.0. 防犯設備工事範囲

・ 配管のみ本工事 ・ 機器取付調整まで本工事

3.1. 躯体貫通場所

躯体貫通箇所においては探査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。

3.2. 発電機回路コンセント

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

3.3. マンホール・ハンドホール蓋

用途別に「高圧」「電気」「弱電」の刻印をすること。

3.4. プルボックス

屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。

⑨ 建築副産物の処理について

資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理を推進する。

現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所を設置し集積すること。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律」・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報告書」(共に添付書類を含む)を提出すること。

指定副産物(原則として、再資源化施設へ持込むもの)	その他の副産物
・ が れ き 類 (コンクリート塊) (アスファルトコンクリート塊)	・ 廃 プ ラ ス テ ッ ク
・ 木 く ず	○ ガラス・陶磁器くず
・ 建設発生土	・ 廃 石 こ う ボ ー ド
・ 汚 泥	○ 金 属 く ず
	・ 織 維 く ず

特別管理産業廃棄物

・ 廃 石 綿 等

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省大気保全局)に従い、収集・運搬・処分を行うこと。

・ 廃 P C B 等

「電気事業法: 電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※ 参考受入場所は、現場説明書による。

建築副産物の処理内容

処 理 内 容	備 考
現場内における分別	
現場内分別保管場所の設置	
現場内分別保管場所までの運搬	
分別保管場所からの積込み・運搬・処分	
「建設副産物の処置計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要

3.6. そ の 他

・ 照明器具の撤去に於いては、安定器のPCB含有の有無を確認のうえ適正に処理を行うこと。

令和 年 月 日

工事名称	草場地区学習等供用施設改修工事(電気)	特記仕様書
工事場所	電気工事特記仕様書	図 番 E-01
福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 都市整備部 建築政策課 TEL: 0930-25-1111		

凡例表

工事種目	記号	名称	仕様	備考
電灯設備		蛍光灯・LED 天井付	照明器具姿図参照	
		蛍光灯・LED 角型天井付	照明器具姿図参照	
		LED 天井付	照明器具姿図参照	
		蛍光灯・LED ブラケット	照明器具姿図参照	
		避難口誘導灯	照明器具姿図参照	
		非常灯	照明器具姿図参照	
		埋込型タンブラスイッチ	大角連用型 1P15A×1	新金属プレート
		埋込型タンブラスイッチ	大角連用型 1P15A×2	新金属プレート
		埋込型タンブラスイッチ	大角連用型 1P15A×3	新金属プレート
		埋込型タンブラスイッチ	大角連用型 1P15A×2+3W15A×1	新金属プレート
		埋込型タンブラスイッチ	大角連用型 1P15A×4	新金属プレート
		防水タンブラスイッチ	1P15A×1(防雨形)	防滴プレート
		防水タンブラスイッチ	3W15A×1(防雨形)	防滴プレート
		埋込型タンブラスイッチ・コンセント	大角連用型 1P15A×1+大角連用型 2P15A×1	新金属プレート
		熱線センサ付自動スイッチ	親機 明るさセンサ付	天井取付型
		熱線センサ付自動スイッチ	子機	天井取付型
	熱線式自動スイッチ操作ユニット	15A×2(照明)連続・自動・切 (換気扇)連続・自動・切		
コンセント設備		埋込コンセント	大角連用型 2P15A×2	新金属プレート
		埋込コンセント	大角連用型 2P15A×1 E付	新金属プレート
		埋込コンセント	大角連用型 2P15A×2 E T付	新金属プレート
		埋込コンセント	大角連用型 2P15A×1 E付 E T付	新金属プレート
		防水コンセント	2P15A×2 E T付(防雨形)	樹脂製プレート
幹線、動力設備		引込開閉器盤	分電盤結線図参照	
		電灯分電盤(L-1)(既設)	分電盤結線図参照	
		動力制御盤(既設)		
		手元開閉器盤(S-1~S-3)	分電盤結線図参照	
		空調室外機	別途機械工事	電源線接続は本工事
		全熱交換器	別途機械工事	電源線接続は本工事
		空調用リモコンスイッチ	別途機械工事	
		全熱交換器用リモコンスイッチ	別途機械工事	
	排気ファン	別途機械工事		
構内通信設備		保安器箱		
非常警報設備		非常警報装置	露出型 電池内蔵	
共通工事(1)		天井隠ぺい配線	細線は既設配線	
		天井ケーブルロゴシ配線	細線は既設配線	
		床隠ぺい配線	細線は既設配線	
		露出配線	細線は既設配線	
		架空配線		
共通工事(2)		ブルボックス	傍記・注記に依る。(金属製ブルボックスは指定色検付塗装。但し、隠蔽部は錆止め塗装) (WP)防水型 (VE)樹脂製 (SUS)ステンレス製防水型	
		接地	種別は傍記に依る。	
		山形鋼材(穴あき)		
		ジョイントボックス	傍記・注記に依る。	
		1種金属線び 付属品	コーナーボックス	
		壁・床貫通補修		
		回路番号(電灯)		
		配管・配線共に撤去		
		配線のみ撤去、配管は既設流用又は残置		
		撤去		
	配管は既設流用			

【特記事項】

1. 図中特記無き配線サイズは下記による。

a. 電灯設備 (改修図)

記号	ケーブル配線	立下保護管	記号	配管工事	立下保護管
F2	EM-EEF 1.6-2C	(MM-A)	EM-IE 1.6 × 2	((E19))	
F3	EM-EEF 1.6-3C	(MM-A)	EM-IE 1.6 × 3	((E19))	
F3(E)	EM-EEF 1.6-3C (E1C)	(MM-A)	EM-IE 1.6 × 4	((E19))	
F4(E)	EM-EEF 1.6-2C×2 (E1C)	(MM-A)	EM-IE 1.6 × 5	((E25))	
F5	EM-EEF 1.6-2C+3C	(MM-B)	EM-IE 1.6 × 6	((E25))	
F6	EM-EEF 1.6-3C×2	(MM-B)	EM-IE 1.6 × 2, E1.6	((E19))	
			EM-IE 1.6 × 3, E1.6	((E19))	
2F3(E)	EM-EEF 2.0-3C (E1C)	(E25) (MM-A)			
			EM-IE 2.0 × 2, E1.6	((E19))	
(MM-A or B)	メタルモール保護部 (A型・B型を示す)				

※ 電線管収納本数は接地線含めての本数とする。

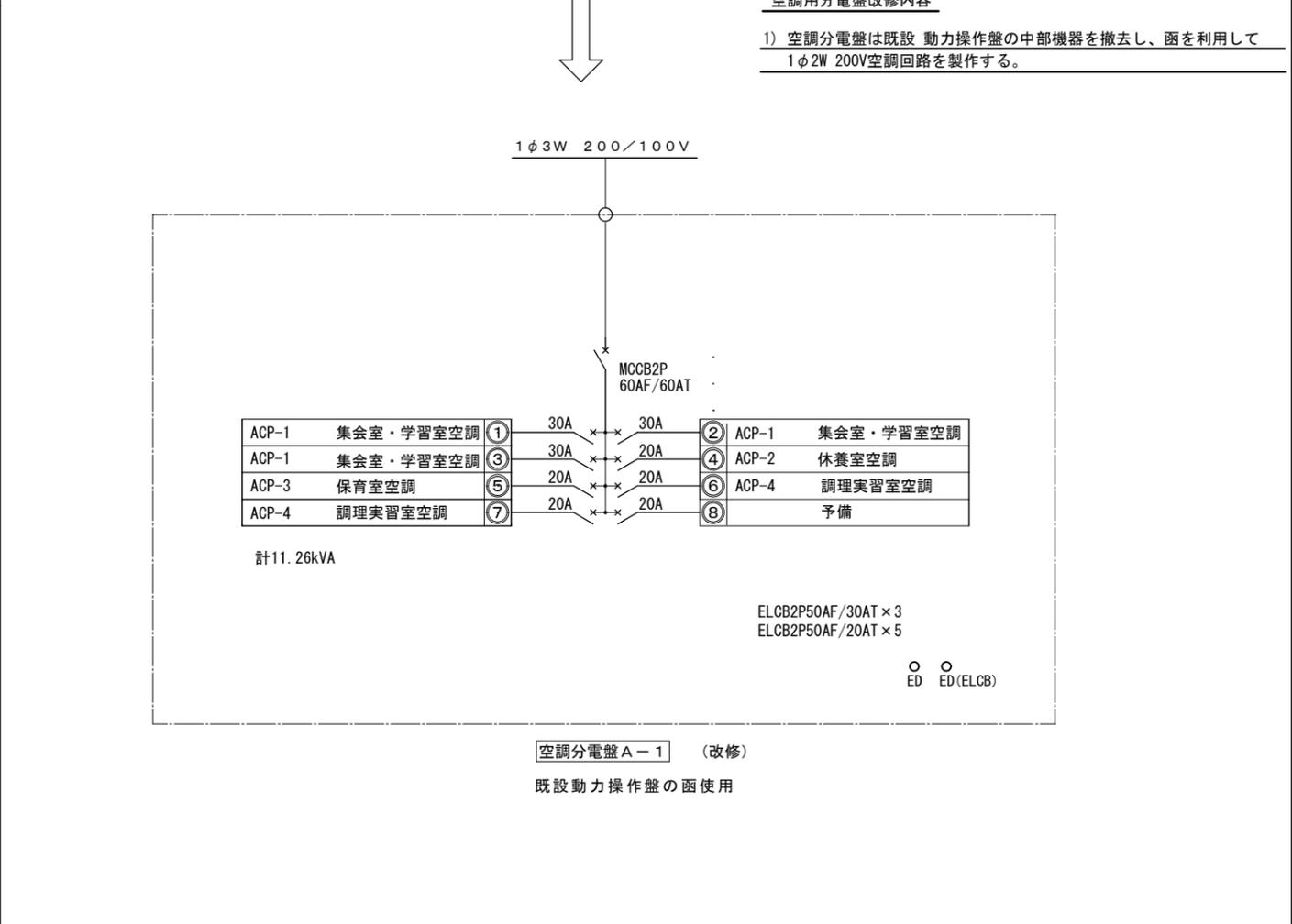
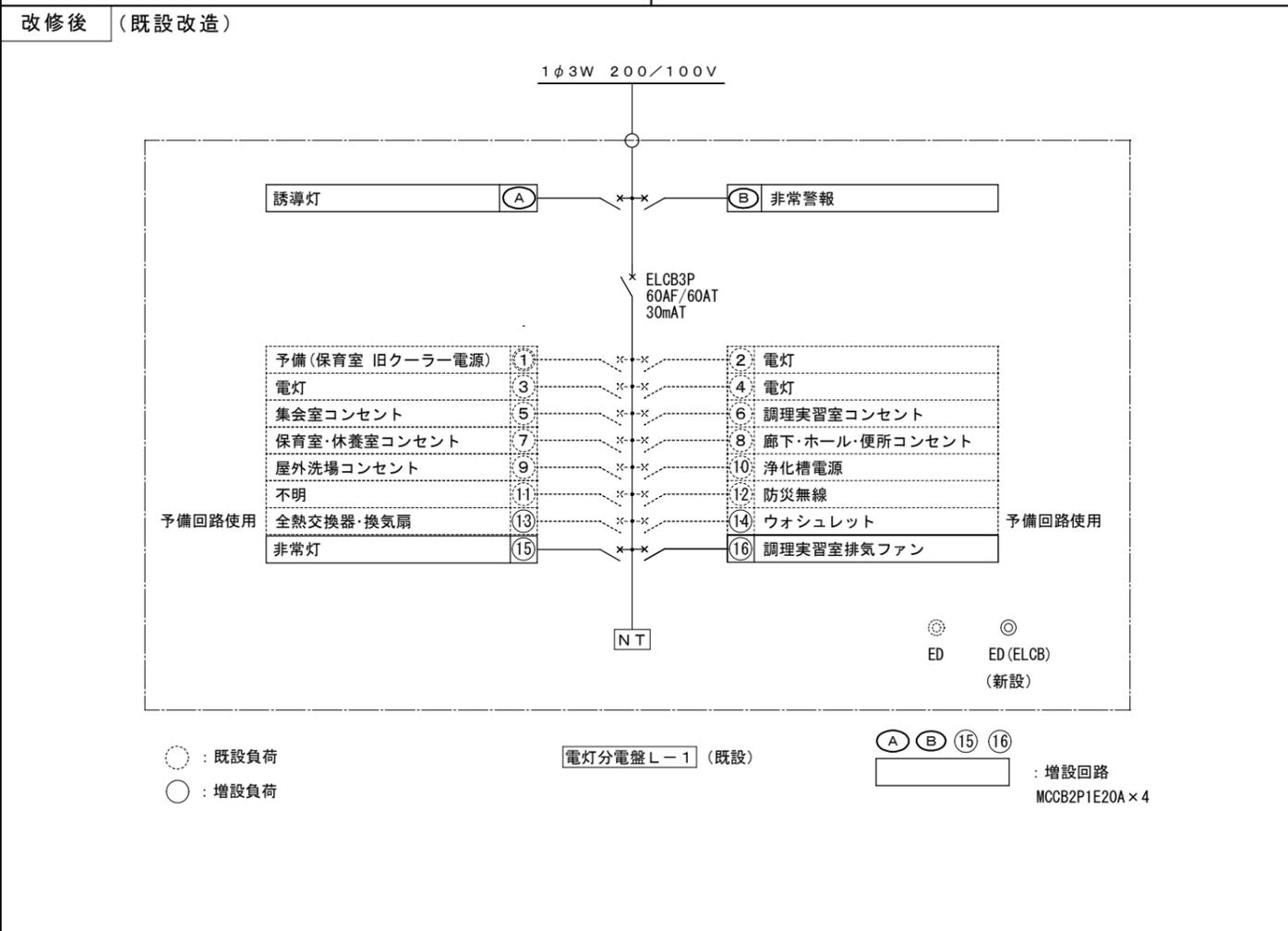
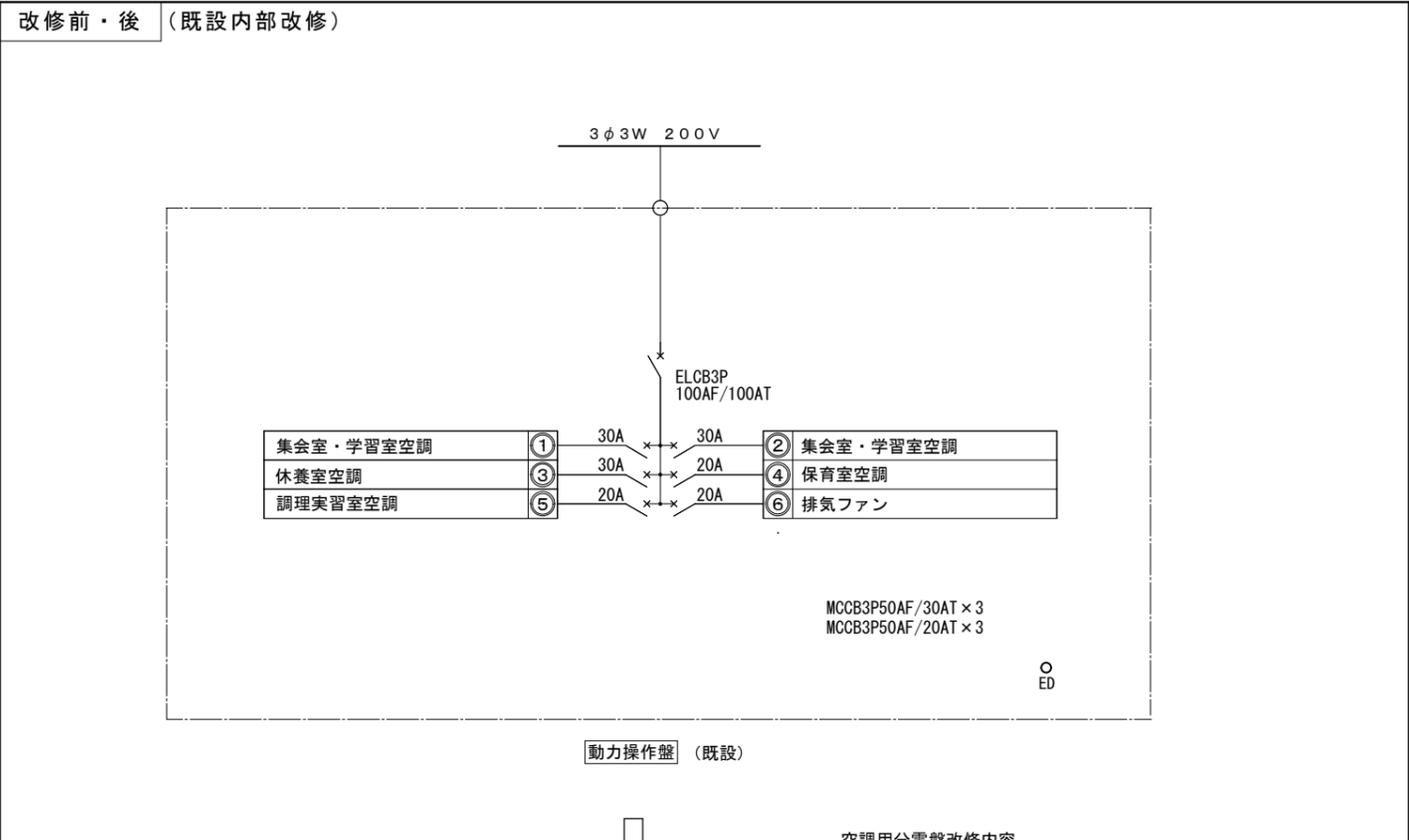
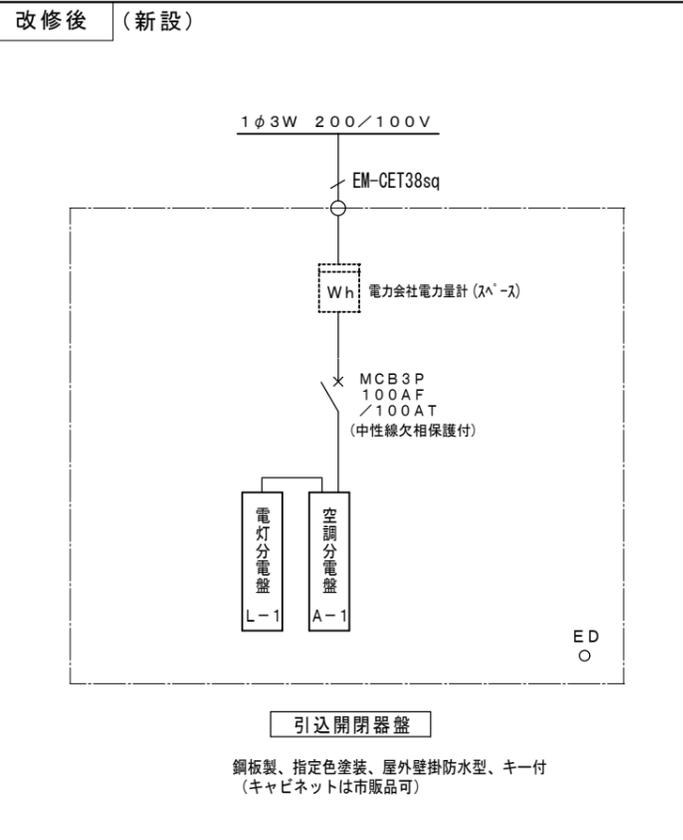
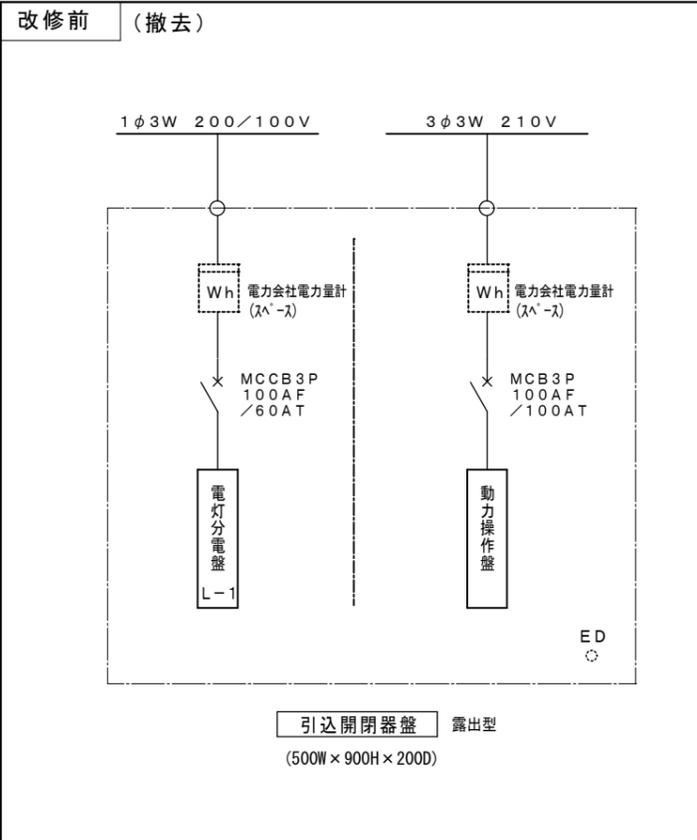
b. 電灯設備 (撤去図)

記号	ケーブル配線	立下保護管	記号	配管工事	立下保護管
F2	VVF 1.6-2C		IV 1.6 × 2	((E19))	
F3	VVF 1.6-3C		IV 1.6 × 3	((E19))	
2F3(E)	VVF 2.0-3C (E1C)		IV 1.6 × 4	((E19))	
			IV 1.6 × 5	((E25))	
			IV 1.6 × 6	((E25))	
			IV 2.0 × 2	((E19))	

2. ブルボックスサイズは下記による。

記号	サイズ	記号	サイズ	記号	サイズ	記号	サイズ
A	150 [□] × 100	E	250 [□] × 150	I	300 [□] × 150		
B	150 [□] × 150	F	250 [□] × 250	J	400 [□] × 300		
C	200 [□] × 100	G	300 [□] × 200	K	500 [□] × 300		
D	200 [□] × 200	H	300 [□] × 250				

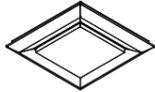
※ 記号の傍記については、WPは鋼板製・防水型、VEは樹脂製を示す。また、VE以外は塗装すること。



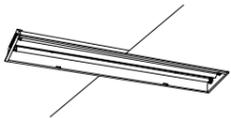
空調用分電盤改修内容

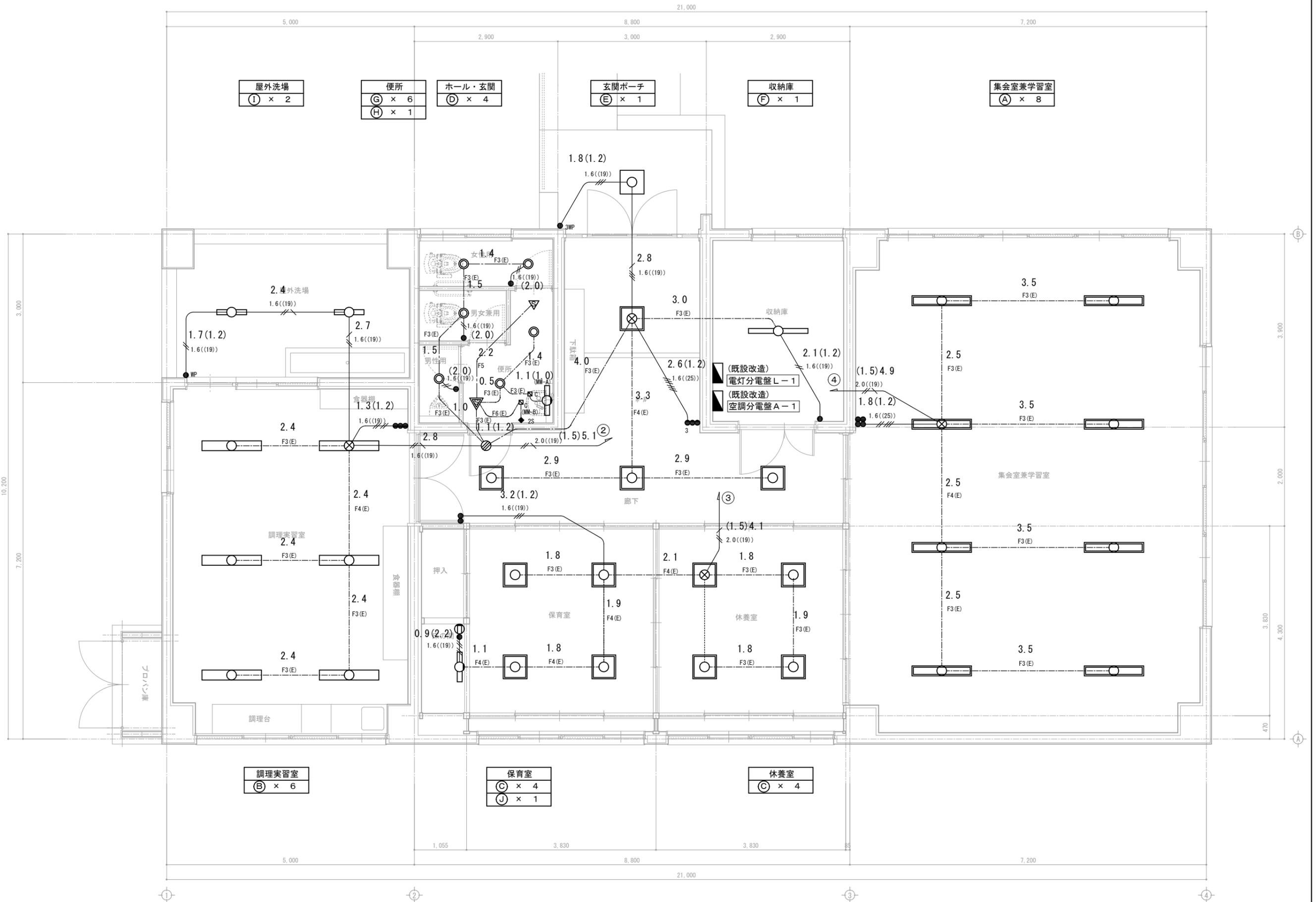
1) 空調分電盤は既設 動力操作盤の中部機器を撤去し、函を利用して 1φ2W 200V空調回路を製作する。

照明器具姿図（更新）

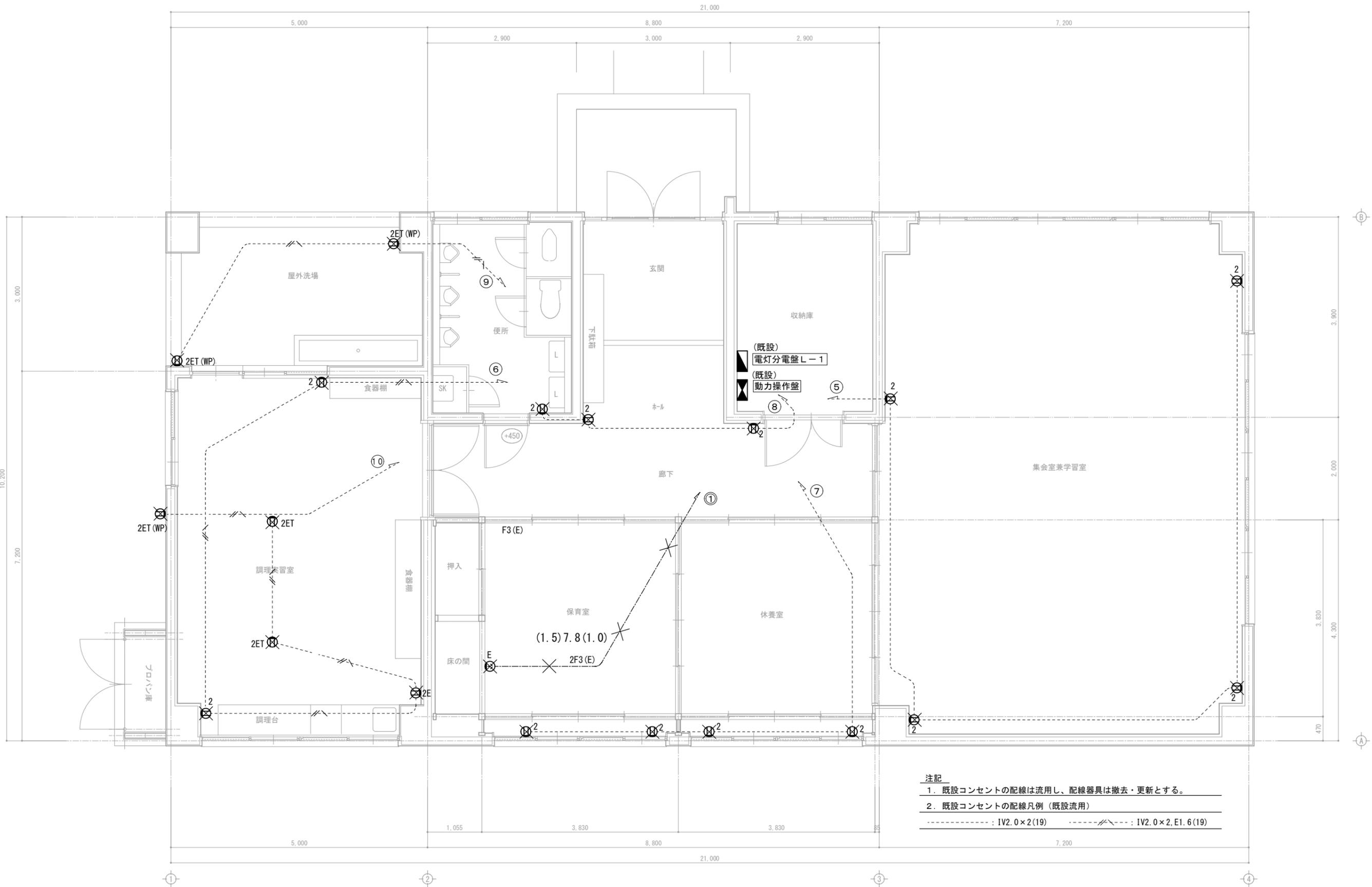
A	LRS3-4-65	B	LSS10-4-48	C	LEDシーリングライト 調光・調色機能付リモコン 器具光束3550lm以上	D	LSS15-4-41	E	LEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯相当 防湿型・防雨型	F	LSS9-4-48
											
集会室兼学習室		調理実習室		保育室・休養室		玄関・ホール廊下		玄関ポーチ		収納庫	
G	LRS1-08	H	LEDブラケット 器具光束650lm以上	I	LBF3MP/RP-2-13	J	LSS1-2-15	L	SH1-FBF20-C	M	K1-LRS11-1
											
便所		便所洗面台		屋外洗場		床の間					

照明器具姿図（撤去）

a	FL40W-1 直付	b	FL40W-2 直付	c	FL40W-2 埋込	d	FCL40W-1 埋込	e	FCL30W-1 防水	f	FL15W-1 直付
											
収納庫 便所		調理実習室		集会室兼学習室		玄関・ホール廊下		玄関ポーチ		便所洗面台	
g	FL20W-1 防水	h	FCL36W-2 埋込	i	FL20W-1 直付						
											
屋外洗場		保育室・休養室		床の間							

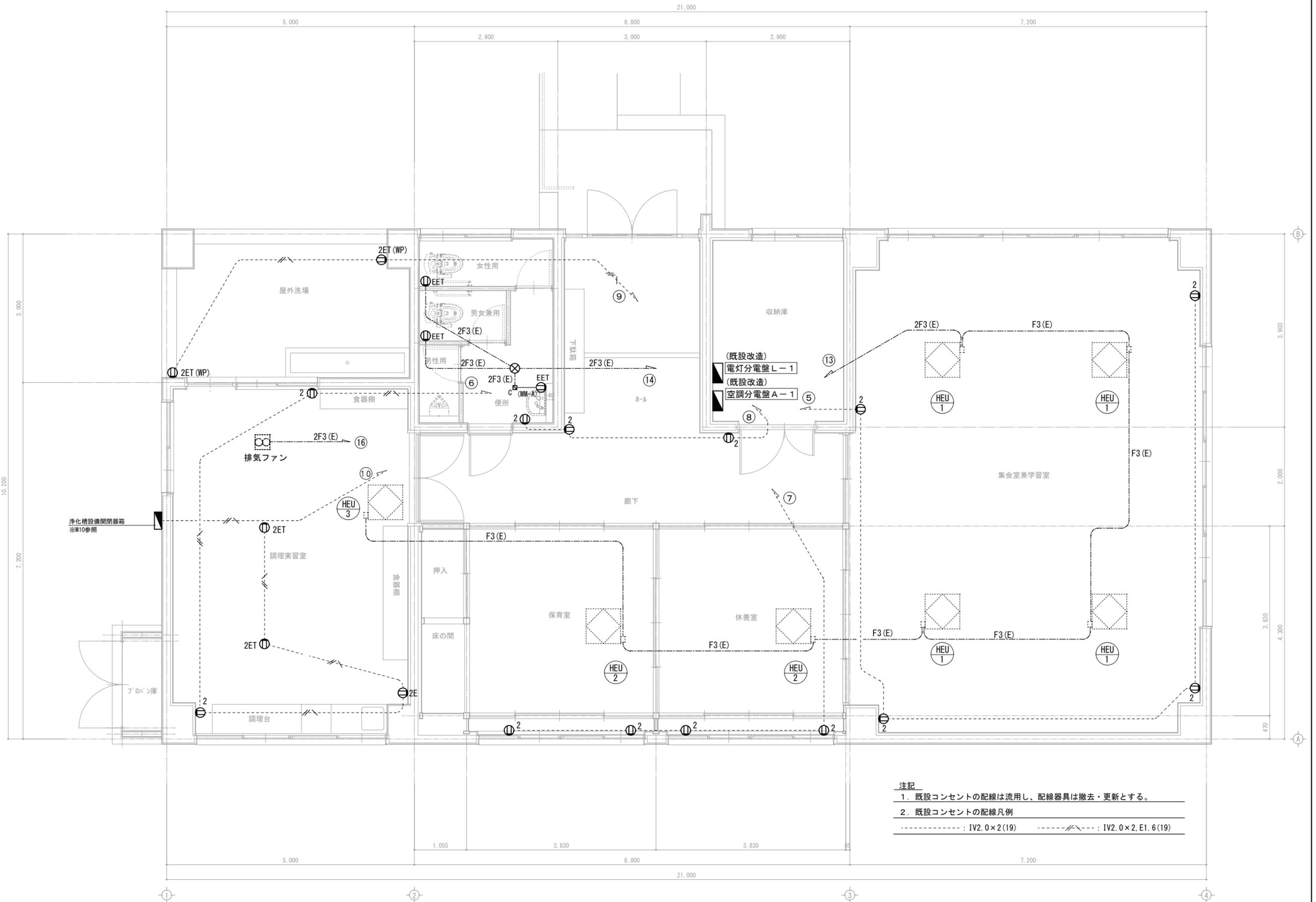


特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 電灯設備平面図 (改修後)	縮尺	図面番号
						A2版: 1/50 A3版: 1/70	E08



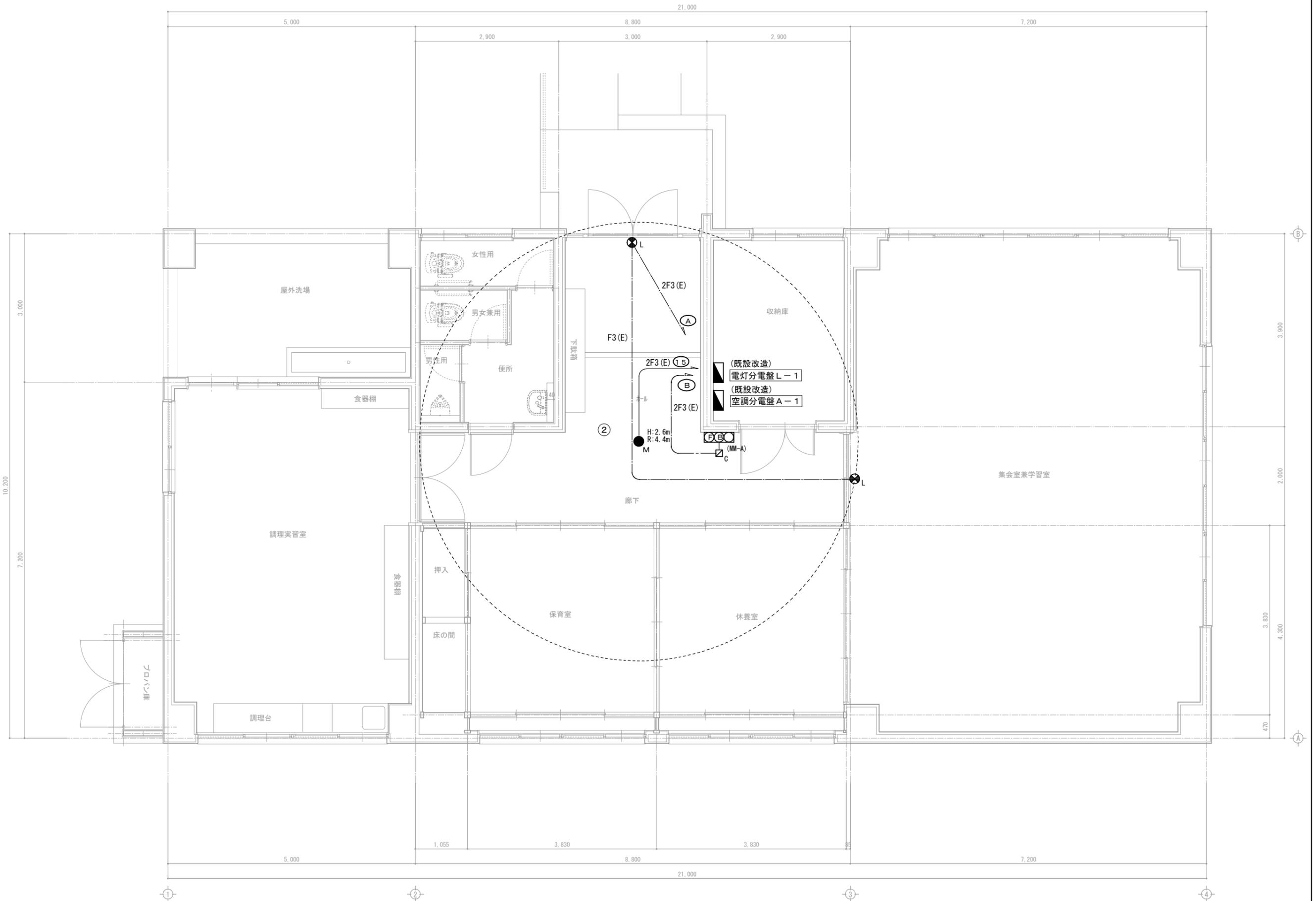
注記
 1. 既設コンセントの配線は流用し、配線器具は撤去・更新とする。
 2. 既設コンセントの配線凡例（既設流用）
 ----- : IV2.0×2(19) - - - - - : IV2.0×2, E1.6(19)

特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 <small>福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111</small>	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 コンセント設備平面図（改修後）	縮尺	図面番号
						A2版 : 1/50	E09
						A3版 : 1/70	



注記
 1. 既設コンセントの配線は流用し、配線器具は撤去・更新とする。
 2. 既設コンセントの配線凡例
 ----- : IV2.0×2(E1.6(19)) - - - - - : IV2.0×2, E1.6(19)

特記	作	図	作	図	作	図	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 コンセント設備平面図(改修後)	縮尺 A2版:1/50 A3版:1/70	図面番号 E10
----	---	---	---	---	---	---	--	---	----------------------------	-------------



特記	作	作	作	行橋市役所 都市整備部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 草場地区学習等供用施設改修工事 防災設備平面図 (改修後)	縮尺	図面番号
						A2版: 1/50	E 1 1
						A3版: 1/70	